

大蔵委員會議録 第二十二号

昭和三十年六月二十一日(火曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事加藤 高藏君 理事内藤 友明君

理事森下 國雄君 理事大平 正芳君

理事奥村又十郎君 理事横路 節雄君

理事春日 一幸君

有馬 英治君 遠藤 三郎君

杉浦 武雄君 竹内 俊吉君

福田 越夫君 中山 榮一君

坊 秀男君 前田房之助君

淺香 忠雄君 川野 芳滿君

黒金 繁美君 小山 長規君

古川 丈吉君 前尾繁三郎君

石村 英雄君 石山 權作君

木原津與志君 井上 良二君

川島 金次君 田万 廣文君

平岡忠次郎君 町村 金五君

出席政府委員

大蔵政務次官 藤枝 泉介君

大蔵事務官 (主税局長) 渡辺喜久造君

委員外の出席者

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

六月二十日

委員前尾繁三郎君辞任につき、その補欠として福井順一君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十一日

委員福井順一君及び夏堀源三郎君辞任につき、その補欠として前尾繁三郎君及び竹内俊吉君が議長の指名で

委員に選任された。

六月二十日

三級清酒設定反対に関する請願(井岡大治君紹介)(第二四〇〇号)

同(平田ヒデ君紹介)(第二四三二号)

同(荒船清十郎君紹介)(第二四六一号)

同外一件(平岡忠次郎君紹介)(第二四六二号)

同(杉村沖治郎君紹介)(第二四九六号)

揮発油税すえ置きに関する請願(門司亮君紹介)(第二四二七号)

同外二件(江崎眞澄君紹介)(第二四二八号)

同(小金義昭君紹介)(第二四二九号)

同(保科善四郎君紹介)(第二四三〇号)

大かん煉乳用砂糖に対する消費税免除に関する請願(穂積七郎君紹介)(第二四六三号)

揮発油税等の引上げ反対に関する請願(横山利秋君紹介)(第二四六四号)

中小企業に対する減税実施に関する請願(横山利秋君紹介)(第二四六五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
所得税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一五五号)

法人税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一六六号)

租税特別措置法等の一部を改正する

法律案(内閣提出第四一五号)

所得税法の一部を改正する法律案に

対する修正案(前尾繁三郎君外二十

五名提出)

法人税法の一部を改正する法律案に

対する修正案(前尾繁三郎君外二十

五名提出)

租税特別措置法等の一部を改正する

法律案に對する修正案(前尾繁三郎

君外二十五名提出)

○松原委員長 これより会議を開きます。
政府提出にかかる所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案の三法律案、並びに三法律案に對する前尾繁三郎君外二十五名提出の修正案を一括議題として質疑を続行いたします。石村英雄君。

○石村委員 政府及び修正案の提出者にお尋ねいたしますが、せんだって春日君でしたか、横山君でしたか、今度の減税について、これは政府案についてですが、たとえば二十万円の月収の者について、夫婦及び子供三人では四千六百八十七円という月当りの減税になる。一方月収二万円程度では、百四十一円の減税にしかならないという点から質問があったのです。それに対して藤枝政務次官は、絶対額を比較すべきではなくて、率を考へるべきだ、こういうような御答弁があったのですが、絶対額を比較するといふのも、結局率の問題に返ってくるのです。こういう

高所得の減税が絶対額として多いといふことは、また率の点からいへば、減税率がもう少し低くてもよいのじゃないかといふ考へ方に同時になると思ふのです。つまり税金は租税力のあるところから取っていく、租税力のないところからは税金を取らないといふ考へ方からいいますと、どの程度に線を引くかは問題でございまして、月収二十万円あるいは十五万円、十万円といふところの方に對しては、減税はしないで、するといひましては、減税は少にして、現行とあまり変わらないようにして、それ以下の低所得者にうんと減税を多くするといふ考へ方が、結局はわれわれの質問の趣旨だと思ふのです。それを、単に率を考へればそれでいいんだといふ御答弁では、質問に對するほんとうの御答弁にならないと思ふのです。結局政府として、また修正案の点にはこの点は触れておりませんが、こうした十万円に線を引くか、あるいは百万円に線を引くか、そこは問題でございまして、こういう高所得者はこの際減税はまずほとんどしない形にして、それ以下の人に對してうんと減税をする、あるいは今日一般の経済界も、日の当る部面と日の当らぬ部面との開きがますますひどくなったのですから、日の当る部面の高所得者に対しては税金をとって、そうして社会保障その他の方に振り向けるという考へ方も当然出てこなければならぬ問題だと思ひますが、政府がこのように、二十万円の方は夫婦及

び子供三人の場合には四千六百八十七円という大きな減税だとしてもしなければならぬといふ考へ方の基礎はどこにおありでございましょうか。この点、また修正案の方はこういう点には全然触れていられませんか。この点、これは税率をかけることによつて高所得者の減税はほとんどないようにする、やってもほんのわずかにするといふことは、技術的にも不可能ではなくて、ただ考へ方が問題になつてくると思ふのですが、これに對する政府並びに修正案の提出者の方々がお触れにならなかつた根拠をお示し願ひたいと思ひます。

○藤枝政務次官 前回の委員会においても、この減税の絶対額についての御論議がございまして、私はそのとき、絶対額だけで御比較をいただくのは少しどうかと思ふといふことをお答え申し上げたのです。ただいま例におあげになりました、たとえば夫婦三人で二万円の月収の者は、減税額はなるほど百四十一円にすぎません。しかしこの問題につきましても、もともとの階級の人たちがどれくらい税負担をしておるかといふような点もお考へいただきたいと思ふのでありまして、たとえば夫婦三人の二万円の月収の者は、現在月収に對して一・五七%の税負担をいたしております。これに比較いたしまして、同様の家族構成で二十万円の月収があります者は四一・七%でありまして、これに住民税等も考慮いただきますれば、高所得者が現在

相当な負担をいたしておるということ
は御承知の通りであります。この状態
におきまして、しかも前々から申しま
したように、今回の減税の率をごらん
いただきますれば、すでに御承知のよ
うに、二万円の月収の者は、今回の減
税率が四四・九%、二十万円の者は
五・七%、今お話のように、これの多
い少いという御議論はありまして、よ
れども、とにかく低額所得者の方が現
在すでに月収に対する税負担の率が低
いところへ、さらに今回の減税率がだ
かってくるというところをお考えいた
きますならば、必ずしも高額所得者に
有利な減税であるとは言えないのでは
ないかと考えておる次第でございます。

○前尾委員 大蔵政府で御答弁になつ
たような考え方でありますが、現在に
おきましては、高額所得者も決して負
担が軽いとは言えません。おしなべて
税金をもっと下げていかなければなら
ぬというような事情にありますること
と、また率で考えました場合には、な
るほど絶対額では開きがありまして
も、それはそう大きな額ではないので
ありまして、そういう点から考えま
す、ことさらにそれを非常にこまかい手
続で区分けしていくという必要も認め
られませんか、われわれはその点に
ついては考えなかつた次第でありま
す。

○石村委員 これは結局考え方の相違
になつてくると思うのです。しかしそ
の考え方の相違が大事なのであつて、
今日の社会保障も十分に行われてない
時代に、減税だ、減税だといつて、高
額所得者も減税するというのはなく
して、低額所得者には減税するが、高

額所得者には減税はしないという考え
方も当然生まれてくる考え方だと私は
思う。これを積極的にそうしないので、
高額所得者も相当税負担はあるのだか
ら、これはこの際減税するのがいいの
だということ、結局現状に対する考え
方の問題だとは思いますが、現在のこ
うした世相から考えまして、高額所得
者は、その高額所得者の線の引きよう
だとは思いますが、やはり相当な税負
担はしていただいて、その金で社会保
障をもっと充実するとか、あるいは低
額所得者の減税率をもっと高くする
かということがあつて、税率を
変えるということがあつて、税率を
お話ですが、そうめんどうな操作では
ないわけで、もし御必要とあれば、わ
れわれの方でその税率ははじいて差し
上げますから、一つこういふ考え方に
御賛成願いたいと思うのです。どうし
ても高額所得者もやはり減税しなけれ
ばならぬという考え方が私には納得で
きないので。

○前尾委員 これはおっしゃるよう
に、考え方の問題であります。われわ
れ国会議員の歳費を考えまして、決
して案ではない。従つて現在百万円と
か二百万円という程度までの所得者
を考えまして、これは高額所得者と考
えましても、これは高額所得者と考
えるべきでありまして、税金が高
過ぎるということについては何ら変
らないと思ひます。従つて、高額所得
者とおっしゃるような高額所得者は、全
体の収入としてはそうたくさんありま
せん。それを非常に制限したからと申
しまして、それだけの収入があるかとい
うことになりまして、おそらく微々た
るものだと思います。従つて、それ
によって大きな社会保障ができるという

ことも考えられませんか。むしろ全体と
して高過ぎる税金を引き下げていくと
いうことをこの際は考えるべきだ、か
ように考えておるのであります。

○石村委員 なるほど高額所得者の所
得金額全体から、これを減税しないとい
うことにしても税収入は大した差は
ないということになるかと思ひます。
結論現在低額所得者に対する税金
が圧倒的に多いからさういふことにな
るのだと思うのですが、これは税収が
どうだということよりも、重大な考え
方の問題だと思ひます。単に税収が
あまり増収にならないのだといふので
なくて、高額所得者にはさういふ時代
にこそ税金をよけいに負担してもらつ
て、社会保障その他に使うのだといふ
考え方が私は重要な問題だと思ひます。
単に税収がどうだといふことでこれを否
定する考え方にはなり得ない、こう考
えるのですが、やはり税収問題といふ
ようなことでさういふ考え方は否定さ
れるわけなんです、重ねてお尋ねい
たします。

○前尾委員 むしろ先ほど来申してお
りますように、皆さん方の言つておら
れる高額所得というもののについても、
現在税金が高過ぎる、その生活は決
して楽でない。もちろん生活程度は多少
違ひますが、それにしまして、決
して楽でないことは、お認めだらうと
思ひます。従つて、おっしゃるような
こまかい操作をして手数をかけるだけ
の問題ではないに、またいふゆる均衡
と申しまして、絶対額で均衡をとら
なければならぬ場合と、また比例的に
均衡をとつていく場合と両方あり
ます。従つて所得の割合といふこと
も考へてバランスをとつていくといふ

ことは、やはり公平の観念には適する
わけでありまして、この際は比例的な公
平の観念をとつていくという考え方を
とつておるのであります。

○渡辺政府委員 主として政府案の問
題でございますので、多少補充的な説
明をさせていただきますと思ひます。
が、高額所得者という人を、一体どの
程度に見るかというのが一つのポイン
トだと思ひます。と申しますのは、今
度の税率の問題でございますが、百二
十万円をこえる金額につきましては、
今度税率は動かしおりません。それ
で結局それ以下の金額につきましては
税率を多少ずらしていく、さういふこと
に税率に対する今度の改正の要旨が
あるのであります。従ひまして、われ
われの方も高額所得者としてこれは
高額所得者を、石村委員はどの程度が
高額といふふうにお考えになつてい
るか、その点が問題の分れ目だと思ひ
ますが、われわれの方で考えております
のは、大体百二十万くらいといふこと
までの点については、高額とはこれ
は考えようでいえない、ところが、現在負
担割合が非常に高い。現状をざらん願
いますとわかりませんが、現行制度で
ございまして、かなりこの辺の負担割合
が高くなつておりまして、二十万とい
うのは今よりもっと多くなりますが、
二十万の月収の人ですと、夫婦子三人
の場合に四割一分、これに住民税が約
二割ほど加算されることを考えます
と、月収の五割くらいが税金でとつて
いかれるわけでありまして、同時に頭
に乗つたといふ感じが、追加される、
たとへば十万円月給が上つた場合の、
その十万円というもののについては、こ
れは累進税率によつてさらに率が大き

くなるわけでありまして、さういふ
ことを考えますと、やはりある程度税
率についても、この際として百二十
万、ちょうど中等階級くらいのところ
までは引き下げるのが適当じゃないだ
らうかと、実は考へて提案した次第で
あります。

なおついでながら申し上げますと、
これに伴ひまして、別途地方税法の方
の改正案で、現在の住民税の割合をあ
る程度引き上げることになつておりま
す。それは大体普通の所得者でありま
す場合において、現在払つております
住民税と同額程度を払うということ
を目安に直していただくこと
が、その改正の關係からいたしまし
て、高額所得者になりますと、やはりこ
れも比例でいくものでありますから、
上の人はほとんど所得税の方では割合
的に現在の額が小さくて、住民税の方
はこれも割合的に相当の増税があるも
のでございまして、負担としまして
は、かえつて住民税を合せますと、ふ
えこそすれ、減らない、さういふ結果
になるわけでありまして、減税の絶対
額だけを御比較願ひますと、これも一
つの行き方でありまして、それだけで
はやはり負担全体を見ていくわけには
いかぬのじゃないだらうか、さうい
う考え方、今回の改正案を出したわけ
であります。

○石村委員 百二十万円以上の者の税
率は変えてないという御説明でござい
ましたが、それ以下が変えられておる
結果、百二十万円以上の人の税金も当
然下つてくる。百二十万円以上の税率
を高くしておるといふなら、それ以下
で下げられた分の相殺が行われて、あ
るいは税金は高くなるということにな

るかも知れませんが、百二十万円以上の税率は据え置きにしておいて下を下げ、超過累進ですから、結局百二十万円以上の所得者も税金は下ってくるのだ、こう思うのですが、いかがでしょう。

○渡辺政府委員 その点は、私の先ほどの説明が不十分でございましたが、原則的にはおっしゃる通りでございます。ただ先ほどちょっとつけ加えましたが、住民税の方が率的に少し減りますので、四百万円くらいから上の所得者になりますと、住民税プラス所得税の場合には、負担は増しこそすれ減らない、こういう結果になります。

○石村委員 そういたしますと、四百万円以下の方は、住民税を合算するとやはり相当減るということになるわけですか。

○渡辺政府委員 割合からいいますと、非常に微々たるものでございまして、減るといふのも、いささかどうかと思うくらい率ではございしますが、若干減ります。ただ金額からいいますと、現在相当大きな負担をしていたのでございまして、やはり何千円という数字にはなりません。

○石村委員 これは重大な考え方の問題だと思ふのですが、結局考え方を変えるか変えぬかの問題になりますから、このくらいにしておきます。

ちよつと政府の方にお尋ねします。このいただいてる資料の社会保険料の見込みですが、この見込みは、百二十万円以下は一・四％というような例があつてゐるのですが、先日横山委員が、公社の例か何かの例を引いて質問いたしておりましたが、この資料の注にあるパーセントの見込みは、

総平均と申しますか、何と申しますか、一般的に社会保険料はこの程度だということに間違いのないのですか。これではなかなか一万五千元に社会保険料のなる層はないように思ふのです。ところが渡辺さん自身の例でいくと、一万五千元になつてゐるということになりますと、この注にある数字は相当割引してある数字じゃないかというふうに思ふのですが、いかがですか。

○渡辺政府委員 その点につきまして、実は二、三日前からずっと検討を加えてみましたが、そこに出ております数字は、実は昭和二十六年に民間企業の実態調査を、あまり数は多くありませんでしたがしまして、そのとき実は社会保険料控除の制度ができたのであります。そのときに調べましたそのパーセンテージを、実はそのままずっと踏襲してゐたわけでありまして、最近の状況でございまして、これは御承知のように、たとへば官公吏とそれから民間、あるいは同じ役所の中でも、やはり相当の開きがございまして、現状がどんな程度であるかということにつきまして、最近の調査はまだまとまつたものがございせんが、ある程度これよりも社会保険料控除の実態は、パーセンテージが上つてゐるのじゃないだろうかというふうな感じはいたします。しかし今これを裏づけするやうな調査がございせんので、やむを得ずこの数字をとらざるを得ないわけでございますが、ただ今申しましたように、それぞれの職場によりまして相当の開きがございまして、どういふところが平均かという点は問題があらうと思ひます。ただわれわれが普通三・三％というやうな数字を使つておりますのは、

これは総合的に出て参りましたいろいろな数字の結論が一応そうなつてゐるのでございまして、各階層別にこれを区別していった場合に、どういふ数字になるかという点につきましては——ここに出てゐるのは、先ほど申しましたように二十六年に調べた数字でありまして、その後少し変化がありそうではあります、最近の数字がまだないものでございまして、ついこれを使つております。制度としては二十七年から制度を作つておりますが、調査したのは二十六年の調査であります。最近の数字はこれよりちよつと變つて、もう少し上つてゐるのじゃないか、こういう推測をする材料はございしますが、的確な数字がまだ出ませんので、一応この数字を使つていただいでいる次第であります。

○石村委員 そういたしますと、正確なもの、この所得税法を審議してゐる間には出てこないということになるわけですか。

○渡辺政府委員 資料の御要求がございましたので、個々のサンプリングな会社の状態は、これは今調査しております。今日の午後か、おそくも明日には提出できると思ひます。ただここに出てございまして、きわめて一般的に、たとへば月給が五万円の人とかいふふうには、やはりアベレージとか、中庸とかいふやうな数字は、ちよつと最近の間に合わないのではなか、かやうに考へております。

○石村委員 それでは、この間春日君が質問いたしておりました配当所得の百二十万円までは無税になるはずだといふのですが、あの計算の結果はどうなりましたか。

○渡辺政府委員 夫婦、子三人という春日委員の前提でございしますが、計算ができておりますので申し上げます。現行でございまして、二割五分の配当控除がございまして、所得が年六十九万六千円——端数がございしますが、端数は切ります。六十九万六千円の場合、その税金を払わなくて済むという限界があります。これが政府の案のままでございまして、配当控除が二割五分の場合でありまして、初年度でありますとそれが七十七万五千円、平年度が八十四万六千円。それから今度の修正案で三割になりますと、初年度が百七十四千円、平年度が百二十二万円あります。

○石村委員 百二十二万円というのは、われわれの計算でも出てきたのですが、非公式なお話でしたが、渡辺さんが一昨日でしたか、その前の委員会か、百二十二万円が無税になるというの、実際はそんなことはないんだというふうなお話があったのですが、これはどういふ意味だったのでしょうか。そのとき、ひまがあれのでも少しお聞きしたかったのですが、実際はそんなことはない、計算上で百二十二万円の何は無税になるんだというふうに聞いたのですが、これはどういふ意味ですか。

○渡辺政府委員 それは、私の申し上げたのも非常に言葉が行き届かなかつたと思ひます。私がちよつと申しましたのは、配当所得を得てゐる方も、ほとんど大部分の方は事業の所得とか給与の所得とか、そういうものを得ておりますから、従つてその場合には、その配当所得の分は給与所得の上に乗つてゐるやうな格好になりますから、従い

ましてわれわれのやうな場合、給与所得が八十万とか九十万とかありますと、十万円が配当がありまして、その十万円がその九十万円の上に乗つてゐるために、やはりその十万円について課税を受ける。基礎の十万円の所得が多寡はいろいろありますが、大体さういふ方が大部分であつて、今設例に出ております百二十二万までは税金を一文も払わなくていいという方は、配当所得以外にさういふ税のかかる所得は全然ない、こういう方の場合を規定しての話でありまして、こういう方は全然ないと思ひ上げてゐるのも、私まだ自信がございせんが、実際の例としましては、あまり多くないと思ひます。ことのできるの、ちよつと先ほどのお話しのとこに出たのだと思ひます。

○石村委員 実際はいろいろ計算してみたのですが、計算した資料をふろしき包みの中に入れておると思つたら、入つてゐなかつたので困るのですが、なるほどさういふ問題はあります。ありますが、それは配当所得が上積みする三〇％、あるいはそれを越した場合には、さういふことになるわけなんです。今年の修正案が三〇％、税額控除ということをやつてゐる以上、上積みが三〇％を越さない場合には、減税にこれははつきり影響してくるわけなんです。私の計算した一例は、数字は忘れたんですが、夫婦、子供三人の場合に、配当所得が相当あるという人を計算すると、給与所得が千五百円になるのですが、ところが配当が相当ある人が、これを上積みして計算してみても、三〇％控除の結果千円にしかならない。さういふ人は所得は多くして、給与所

得の方よりも五十円減税になるといふ、一つの給与所得と配当所得を加えた数字が出てきたのですが、そういうことも当然考えられる問題だと思ふのです。三〇%以上でなければ税金がかかるのだと思いますが、その点はどうか。ただいま渡辺さんは、配当所得と給与所得と両方あるのだからといううなお話しですけれども、それは三〇%以上になる人で初めてそういうことになるので、それ以下はゼロになるか、あるいは反対に給与所得者よりも税金が少くなるという階層が生まれてくるはずなんです。二五%でももちろんその問題は出てきます。出てきますが、五%上げた結果において、それが大きく現れてくるというのではないかなと思ふのですが、いかがですか。

○渡辺政府委員 こまかく検討して参りますと、今、石村委員のおっしゃったような問題が当然出てくるわけでございます。課税所得でもって今度の改正案によりまして、平年度では十五万円をこゆる金額が百分の三十になつておりまして、三十万円をこえる金額が百分の三十五になつております。従いまして課税所得が三十万円の場合、基礎控除、扶養控除などが二十万円くらいと考へますと、五十万円ですね。これくらいのとこの場合でございますれば、配当所得によって特に税金がかかるというのではないわけでございます。それ以上の場合でございますと、その税率の差だけが、配当所得に対する課税の問題で出てくるわけでございます。これは今も石村委員のおっしゃいましたように、三十に上つたということによって、階段の一刻み上るところが問題になつて参りますが、全体と

しての考え方としては、配当控除二十五の場合におきましても、問題はあるといへばあつたわけだと思ひます、その点につきましては、われわれも前から御説明申し上げておりますし、先日も前尾委員からも御説明がありました。が、シャッブの税制改正以来、現在考へておりますところのものの考え方は、法人税の課税というものは、これはいわば株主の受け取る配当の前取りである。従つてその前取りに對しこの課税はもう済んでおるから、その前取りの方を、今度は個人の配当になつた場合に一応差し引くのだ、こういう考え方に出ておるわけでございます。シャッブ改正前のように、法人は法人で課税し、個人は個人の所得で課税するという建前を頭に置きながら現行の税制をお考え下さると、それは非常におかしいという議論になります。一応現在とておりましますものの考え方によつて一応の合理的な線であるということはお説明できると思ひます。

○石村委員 法人擬制説とか、むしろしいもつともらしい意見、考へ方が出ておるのですが、しかし現行の税法はそれを貫いていないと思ふ。やはりちゃんぽんにした妥協した税法になつておるように思ふのですが、いかがですか。

○渡辺政府委員 一番徹底した考へ方をとつておりますのが、御承知のイギリスの所得税だと思ひます。この場合におきましては、われわれが現実に取り得る税額を加えたところに、法人税の税額を加えたところ、配当の総額を出して、それを所得に加算する。そして会社で納めた税金を引く。いわば法

人税を配当の源泉課税の税と全然同じ扱いをしております。それに比べますと、現在の日本の所得税におきましては、法人税を加算しない手取りのところで一応所得を計算してあります。従いましてそれに随伴しまして、控除する率もそれだけ低くなつて、やういふ次第でございます。やういふこととは相対的なもので、ケイシーンがおりますが、ものの考え方基礎に連なつておるものは、やはりそうしたイギリスの税法の考え方と相通するものを持つて考へておる、こ

○石村委員 この問題については、あまり擬制説とかなんといふものをやりとりしようとは思ひません。しかし、これは国民の一般投票でもしてみたら、おそらくこんでいらないやう方だといふことになると思ふのです。大部分のものは、こんな税額控除があるといふことは知りません。そして株式に投資する人も、法人税で何パーセント取られておるからどうかといふやうなことを計算してやつておる者はいないわけですね。配当が幾らあるか、自分で投資して幾ら利回りがあるかといふことだけしか考へていないわけでございます。法人税で先取りせられておるといふことは、投資の場合の考慮の中に全然入つていないと思ひます。従つて一般の国民は、こつちの税額控除といふものは非常に不当だ。所得の多い者に対する控除は不都合だといふ觀念が一般的には非常に強いと思ふのですが、その点、なるべくさういふ人に有利なやうに考へておるのかも知れませんから、これ以上のお話はいたし

ません。とにかく国民の考へ方といふものは、こつちの考へ方には賛成してないのだ、こつちの私は推定いたしておりますことを申し上げておきます。次にお尋ねしますが、今度配当の資料提出を一万円に引き上げられた、この理由はどこにあるのですか、お尋ねいたします。

○前尾委員 従来御承知のように、税務署なり徴収義務者の手数を省くといふ意味で資料の提出の限度がきめられておりましたが、その結果といたしまして、あまり少額のものに對してはあらぬ、實際問題として課税対象にならぬ、こつちの結果が出ておつたのであります。今回は利子の優遇措置に應じまして、これを引き上げることにいたしました。少額のこつちもすべて拾つていくのだといふ行き方をしない、非常に不均衡でない限りにおきまして課税しないといふ効果をねらつておるわけでありまして。

○石村委員 ちよつとはつきりしなかつたのですが、突き詰めて簡単にいへば、一万円に上げることによつて、税金を幾らか軽減してやろうといふ考へ方であったのだといふやうに聞き取れたのですが、さうですか。

○前尾委員 少額のものについては、無税になるという効果をねらつておるわけでありまして。

○石村委員 これは政府の渡辺さんの方にお尋ねするのですが、これは私の税法の理解が間違つておるのかも知れませんが、少額の人は、むしろはつきりさせて税額控除を受けた方が有利なんですよ。一万円を集めて十万円になりまして、一方の給料所得なんかがあまり多くない人は、やはり三〇%の税額

控除を受けた方が税金は軽くなるはずだ、こつちの私は考へるのですが、いかがですか。

○渡辺政府委員 現在源泉課税の制度がございまして、少額の人の場合は、申告しますと源泉課税で徴収されました一〇%の税金が返してもらえます。その意味におきましては、申告しないでもそのままおつておる場合に比べますと、今いった源泉課税を返してもらうといふ意味において、有利になるということはおっしゃる通りです。それで今話になつておりました資料の提出の問題でございますが、これは、税法の上では一回五千円未満の配当を申告しないとか、する必要がないとかいふことになつておるわけではないのであります。従つてその点につきましては、従来とかわりのない、かように理解しております。

○石村委員 ただいま源泉課税を返してやつておるといふお話ですが、それもありまして、今度の修正案が通ると三〇%という税額控除が大きく響く層が多いと思ふのです。単に源泉課税を返してもらつただけじゃないと思ふのです。

○渡辺政府委員 源泉課税を返してもらうばかりでありまして、ほかに税金がある場合に、ほかの税にも食ひ込むといふ両方の問題から見まして、石村委員のおっしゃる通りになります。

○石村委員 そういたしますと、前尾さんのおっしゃる小さなところは取らないやうにするといふことは、反対にさういふ人が取られることになつて、高額所得者だけがよいことをするといふ格好に結論はなるのじゃないか、ねらつておられる線と反対の方向にいく

○渡辺政府委員　先ほどちょっと申しましたように、少額の方は現在でも三千円の限度がありまして、二千円未満でございますと調書を取っておりますが、株式の方で千円なら千円配当があるが、

ありますということを言って参れば、それを税務署の方で調べまして、そういう事実があれば、それを是認しているわけでございまして、その点は今度の関係は何ら変わる場所がない、こういうふうなことを先ほど申し上げたわけです。

○石村委員 それは大蔵省の立場では、法律がそうなっておりますから、そういうことになるのが当然だと思います。前尾さんがこういうことを考えた理由は、そうでないわけなんです。そこが変だということをお尋ねしておる。前尾さんにこれはお尋ねするので

○前雇委員 ただいま説明がありました通りに、これは選別のにやられるわけです。だからそれが有利でありましたら、それを選別してもらうということになるので、申告して得にならぬ人は申告せずにおく、こういうことなので、非常に少額の人より多少上の方をねらっておくことになると思います。

○石村委員 ただいま選択とおっしゃったのですが、これは渡辺さんにお尋ねしますが、資料提出限度という問題と、所得者が自分の所得を正直にうそ偽りのない申告をするというのととは別問題だと思ふ。現在の資料提出限度の問題も、選択でお前有利の方を取れということになっておるのですか、申告の場合は、正直に申告しろという建前になっておるのですか、どう

○渡辺政府委員 申告の資料の提出限度の關係は、申告の義務と直接結びついているものではないということは、われわれはそうに理解しております。

○石村委員 そうすると、前尾さんの御説は非常におかしな御意見だと思うのですが……。

○前尾委員 所得の申告につきましても、非常にこまかい点まで、たとえば話題になりました鶏三羽とか庭の果樹とか、そういうようなものまで申告す

ることはとうてい不可能でありますので、それと同じような考え方によりまして、配当についてもいったらどうかと考えておるわけです。

○石村委員 前尾さんは、今まで大蔵省におられて税法のベテランのはずですが、どうも御説明が納得いかないのです。鶏三羽の問題は、三羽しか飼っ

てない人は、卵を何個産むかしらぬが、目こぼししてもらった方が有利なんです。ところが配当所得の場合は、三羽程度のもはむしろ申告した方が税金が安くなる、これは鶏三羽の問題とは性質が真反対になる。それと同じようにするのは合点がいかぬのです。が、結局鶏三羽飼う者はどっちでもいい

いが、百羽も二百羽も飼う方を税金を少くしようという趣旨で一万円の引き上げができておるとしか考えられない。三羽の方は申告した方がいいわけなんです。その点どうですか。

○前尾委員　株式投資をしようという考えを持つような人は、大体そういう計算はやっておられるというふうにわれわれは考えております。少くともいろいろ採算を取って、預金にするか株

式にするかというようなことを考える際におきましては、そういう計算をしながらか一歩でもやっておる、かように考えておるのであります。

○石村委員 どうも私の申し上げるところが、前尾さんに御理解できないのかもしませんが、なるほど計算するでしよう。計算して有利になるのは高額所得者だけだということです。低額所得者は、計算したらこういう資料提出限度なんてもっとも上らなくてもいいし、こんなものは全然なくてもいいわけです。全部資料を出せ、百円配当し

た場合でも出せといってくれたっていいわけです。低額所得者の方の配当は、むしろはつきりした方が、すっかり洗いざらい出て正直にやった方が有利なんです。計算してこの方がいいということになるのは非常な高額所得者だけだ。従って前尾さんのねらっているのは、結局高額所得者の軽

減だとしか判断がつかないわけですか。

○前雇委員　高額所得者というその定義の問題です。非常に高額の人は、これは全く別で、百万とかいう程度までを一応われわれはねらいにしておるわけであります。

○石村委員　高額所得者という定義の

問題でしようが、結局一万円なら一万円、三千円なら三千円がすっかり出て税金が安くなる層と、これが出ない結果税金が安くなる層とを境にして低額所得者、高額所得者にわけても大体いいのではないか、こう私は考えておるのです。まあこれは幾ら言ったってそういうふうにおっしゃるからやめますが、少くとも相当な所得者に対する減税だけがねらわれておる。従って一万

円なんて引き上げるといふ必要は全然ない。これはめんどろでやれないといふような意見は今までなかったのです。一向上げる必要はないものだ、こう考えるものです。大体私はこのくらゐにして次の方に譲ります。

○松原委員長 横路節雄君。
○横路委員 最初に、共同修正案の修正に当りました自由党の前尾さんにお尋ねいたします。実は所得税、法人税、相続税特別措置法の三法案が大蔵委員会にかかりまして、われわれずいぶん政府側に質問したわけです。ところが大

蔵大臣、政務次官、主税局長を始め、税の理論上これは均衡がとれているののだ、こう言って、終始大蔵委員会で、はそういう建前で答弁をされたわです。――委員長、これは民主党の修正案をやられた方もそこにもらわなければいけない。――従って、私は前尾さんにお尋ねしたい。政府、民主党

内閣は、この所得税、法人税、租税特別措置法の三法案は、税の理論上均衡をとがとれているのだ、こう言うてがんばったものです。ところが今度修正案が出されました。そこで自由党としては、政府の出されたいわゆる税の改正法案に対してどういうような基本的な考えを持って修正をされたのか、そ

の点、基本的な考え方についてはまず前
尾さんにお尋ねしておきたい。

○松原委員長 横路君に申し上げます。
民主党の福田赳夫君が見えるように連
絡してありますから、御了承願います。

○前席委員 自由党としましては、政
府の出しました案には大体において同
意見であります。修正しました点に
ついては、不均衡だというふうに考え
ております。

○横路委員 前尾さん、その点が非常に大事な点です。自由党としては大體に大事なんです。自由党としては大體同調できるが、修正した点は税が不均衡だから修正した、そういうわけです。

か。その点、はつきりして下さい。

○前尾委員　そうです。

○橋路委員　主税局長にお尋ねします。あなたは五月十四日に、私の質問に対してこう言っている。「中小企業におきましては、個人の負担といわれる同族会社の負担を比較してみなければならぬ。その面からいたしますと、どうも同族会社の負担の方がむしろ個

人の負担の方よりも軽い。従いまして今度の減税におきましては、やはり個人の事業者の負担軽減ということをやまず^①考えてやったんだい。いわゆる法人と個人事業者と比べた場合に、個人事業者の方がどうも負担が重いんだ、だからそっちの方をやったんだ、こういうように言っておるのですが、その点

は今でも変りはないのですか。そこではあなたにお尋ねしたいのですが、あなたは主税局長として、この修正案に対してどういうように考えているか。あなたは政府の提案の説明者として、われわれの質問に何べんも答弁をした。それと今出てきた修正案というものを考えたときに、どういうようにお考え

になっているか伺いたい。
 ○渡辺政府委員　横路委員のおっしゃったように、私は確かに答弁しました。同時に横路委員は、中小企業法人についても考えないのはいけません。同時に横路委員は、中小企業法人についても考えないのはいけません。同時に横路委員は、中小企業法人についても考えないのはいけません。

われといたしましては、政府原案がよいと思つておりましたが、自由党、民主黨の折衝の結果としてこういう一つの案が出て参りましたし、当委員会のいろいろな御議論の次第もございまして、それで一応そういう修正案に同意せざるを得ない、こういう意味において御同意申し上げた次第であります。

○横路委員 私はその通り、中小企業法人について減税すべきだと言つたが、あなたは絶対だめだと言つた。あなたばかりではなく、大蔵大臣もそう言つた。民主党内閣としては、税の理論上均衡がとれないからだめだと言つてがらばつて、今になって自由党の修正案をのまれるのはあなたが修正案が出る前に言つた、税の理論上均衡がとれないから賛成ができないというのは誤まりだったのかどうか、その点をお聞きしたい。

○渡辺政府委員 こういう問題は、ちょうど算術で一を二で割つて〇・五になつて、それに対して〇・四という答えを出した。その〇・四が誤まりであつたか否かといふ問題と、今の中小企業に対して税率を下げるべきか下げるべからざるかといふような問題についてはいろいろ御議論があると思つております。われわれ政府原案を作り出すときには、やはり今言つたような個人との負担均衡という点を考へて、とにかく中小企業法人について税率を下げるべきでないという意味で原案を出したのであります。中小企業法人についての税率が論議されておりますのは二つの面からでありまして、これは横路委員もよく御承知の通りであります。大法人との関連におい

て、大法人の方は特別控置法で軽減されてゐるが、中小企業の方はそれが使えない、従つて大法人との負担の均衡から考へてもっと安くすべきでないか、これが一つの議論であります。もう一つの議論は、法人の形態をとつてゐるものと個人の形態をとつてゐるものの負担を考へると、個人の事業者は負担が重い、法人の形態をとつてゐるものはまだ軽い、従つてその意味から、中小企業法人の税率を下げる前に、まずもつて個人事業者の負担を軽くすべきではないか、こういう議論があると思つております。従いまして、そのどちらの面に強く重点を置いて物を考へていくかといふところに、ちょうど中間に入つた中小企業法人の税率をどう定めるかといふ問題があるわけでありまして、われわれは個人事業者との負担均衡ということに重点を置いて考へてゐたのですが、大法人との負担均衡という点に重点を置くべきではないかといふ御議論で修正案が出て参りました。それで総合的に考へて、それも一つの御意見だといふことで御同意申し上げた次第でございます。

○横路委員 それでは、主税局長にお尋ねしますが、今あなたの御意見は——私は確かに中小企業法人については下げるべきだ、こういうふうな主張したのです。私は今回五十万円以下については、金額上については疑義がございまして、われわれの考へにとにかく政府も同調したものかと思つております。しかし私は、今後の問題があるから聞くのです。あなたは、大企業と中小企業法人との区別は絶対つけるべき

でないという主張だった。だから私があなたにお尋ねしてゐるのは、今回の自由党、民主黨の修正案に大蔵省主税局長であるあなたも賛意を表されてゐる、賛意を表されたといふことは、従前に大企業法人と中小企業法人とは區別をつけるべきではないかといふ考へが、この際やはりこういう修正案をもとにして差をつけるべきだといふようにお考へになられたものと私は思ふのです。だからその点を聞いてゐるのである。あなたが、今までそういうふうにお考へたけれども、やはりおれの方の考へが間違ひだから、今度は大企業と中小企業法人とは差をつけるべきだといふ考へで、おれは賛成したのだといふのならそれでもいいのです。だからその点を聞いてゐるのである。

○渡辺政府委員 所得税の現在のあり方、法人税の現在のあり方を理論的にずつと追つていきましたと、やはり一本の税率だといふ議論は、私はまだ残ると思ひます。ただイギリスの所得税の場合と、日本の所得税の場合と、法人税に対する考へが違つてゐる。イギリスの場合でしたら、先ほども石村委員の御質問にお答えした通り、法人で納めた金額をそのまま引いてゐる。従つて法人税が安くなれば、そのまま安くなつた金額を引いてゐる、こういうやり方をとつてゐるわけですが、日本の税法は、二割五分控除といふ考へ方で、そこを非常に要約してゐるわけですから、この要約の仕方は、個人の方の場合においても実はいろいろ影響があるわけでございます。その点を考へて参りますと、理論的には一応従来われわれが主張しておつたような説明が当然考へられるわけでございますが、そ

れじゃ全然それが入る余地がないかといふ点につきましては、必ずしも入る余地がなくはないといふ点もありません。現在、たとえば三五%で課税してありますものにきまして、たとえば二割五分控除してゐるといふ点も一応あるわけでございます。全体の構成をそうこわさない限りにおきましては、ある程度のそうした余地も考へられるのじゃないか、こういう意味におきまして考へ直したといふますか、考へ直さざるを得なかつたといふますか、そういう次第でございます。

○横路委員 そういうふうに主税局長が考へ直されたといふのであれば、それでいいわけでは。それでは私は福田さんにお尋ねしたいのです。今回の修正案につきましては、これは自由党の考へ方が主であると思ふのです。しかしこれは自由党についても、いろいろあとでちよつとおかしい点がたくさんあるので話をします。そこで、財源の関係で所得五十万円以下のものについては三五%となつたのか。もう少し財源があれば所得百万以下のものについては三五%、もう少し財源があれば所得百五十万円以下のものについては三五%としたいという気持で、とりあえず所得五十万円以下は三五%としたのか、その点の真意はどうなんですか。

○福田(勉)委員 実はこの提案は、自由党の方からあつたことは御承知の通りであります。自由党の提案そのものが、三五%という率で出てきておるわけでありまして、私どもは、それを検討してみたのですが、それによる減収も相当見込まれまするし、それから国家

財政全体としまして将来非常に苦しい。減税もいたしたいところでありまして、政府で出しましたあの税制によりまして、来年度は二百億はさらに減収になる。それへ自由党案では、全体といたしましてさらにおつかふせ二百億近く減収になるというふうなことでありまして、私どももそれ以下に下げるといふようなことは考へることもなく議論を続けておつたわけなのであります。しかしただいま主税局長からお話がありました通り、そういう特別税率を設けるといふ考へ方、これも一つの考へ方としてわれわれも常々考へておつたのであります。そこでこれを折衝の過程におきまして取り入れるといふことになつたのであります。これをさらに下に下げる財源があれば下げるというふうなことは、これまでのいきさつの中には浮んでこなかつた、こういうことを申し上げま

す。○横路委員 主税局長にお尋ねします。大企業法人と中小企業法人については、大体質問はこの程度にしたいと思ふのですが、今回の修正によつて、中小企業法人と大企業法人とに対する考へはわれわれにやや近くなつたんだが、個人事業者との関係においては、この案はますます不均衡になつたと私は思ふ。だから私は、中小企業法人について三五%の税率を適用されるのであれば、個人事業者についてももう少し考慮をされなければ、個人事業者と中小企業法人との間の不均衡はずつと開いてしまふと思ふ。なぜ開いたかといふと、私が申し上げるまでもなく、五十万円を例にとれば、とにかく五%政府原案より下つたのですから二万五

千円、それから選択控除の場合には、個人事業者は五%でいくわけですが、これ個人事業者とそれから法人と中小企業との間は、あなたの方で最初考えたよりは開きが出てきたのではないかと私は思う。この点は主税局長としてどうですか。

○渡辺政府委員 おっしゃる通り、修正案では一応五十万円までを五%下げ、それによる負担軽減は、法人の所得が五十万円以上であれば二十万五千円、五十万円未満、たとえば四十万円であれば二十万円の税金、それだけ軽減された。個人の方に修正案でそれだけ軽減がなされるかといえ、これは選択控除の五%、限度が一万五千円になっております。これは所得の額でございまして、税額にすればさらにその何分の幾つという意味で、法人の方の負担の軽減額が相当多いわけです。その意味からしまして、中小法人と同じく意味をとっての方が現状よりもさらに負担が安くなっておる、これは大体そういうことになるんじゃないかと思えます。

○横路委員 私は、今主税局長が言われたことが問題だと思ふ。一万五千円を限度にした。この点は、私は民主党の福田さんにお尋ねしますが、この点が私は非常に問題だと思ふ。政府の方から最初こゝへ出されて、われわれに大蔵大臣、政務次官や主税局長が話された場合には、やはり個人事業者と中小企業法人との開きというもの、ともすれば個人事業者の方にどんな負担がかかってくるというので、われわれが中小企業法人を下げるというのになんとして反対した理由がそこ

にある。今回大企業法人と中小企業法人との関係では、われわれからすれば、われわれの主張が幾分通ったと思ふ。そこで私は、今の個人事業者の關係が中小企業法人との間にますます開きをつけられないように、この選択課税について、これはいい悪いは別にして、五%を適用したのであれば、なぜ一体最高限度を一萬五千円にしたか、中小企業法人と同じように五十万円の五%で二万五千円までいくわけですから、そうすれば当然一萬五千円で押えないで二万五千円にしたらしい。どうしてこういうふうになつたのか、その点が問題なんです。自由党は、あなたの

おっしゃったように、足して二で割つたのだから、理屈はあるかないか別として、民主党の方としては、やはり政府原案としては一応税の均衡がとれたという形で出してきたものを、やはり税の均衡がとれたという考えでいくならば、その修正の中で税の均衡がとれるように、あなたの方でも、自由党から言われてもその点は考えるべきではないかと思ふ。その点は与党としてどうお考えになっておりますか。

○福田(豊)委員 三五%の特別税率を作るに当りまして、私ももたいたいまお話のような点については、非常に注意はいたしたわけであり、今日この情勢でも、個人と法人との権衡問題というのは相当うるさい問題になつてきつた。そこへさらに中小法人につきまして五%下げるのでありますから、さらにそういうような傾向になるおそれがあるというので、いろいろ相談はいたしたのであります。結局五%の経費控除制、これを一方において取り入れるということ、完全と

いうわけではありませんが、均衡をとっていくという考えなんです。この個人と法人との問題につきましては、全体的にまだ私どもは調整の必要があるというふうに考えております。これは先般も申し上げましたが、この夏以降税制調査会を作りまして、そうしてこの税体系全般にわたる検討をいたして参りたいというのであります。さしあたりさういふ五%経費控除制で一つその実施の状況を見よう、こういう考えでこの両案をきめたわけであり

○横路委員 主税局長に行政官としてお尋ねしたいのです。非常に税は大事なんです、今のあなたのお話では、やはり中小企業法人税と個人事業者税との関係においては、不均衡であるという点はお認めになりますか。

○渡辺政府委員 同じ同族会社のような場合、その人が個人でもって事業をしていた場合の負担というものをずつと計算してみます。それから同族会社と同族会社という形をとった場合において負担する負担というものを計算してみます。その場合、両方の負担を比較してみますと、これは国税ではあります。主として事業税の問題でありまして、全体としての負担は、法人と個人とが低い、こういう数字が出ることは私は認めます。

○横路委員 それでは次に前尾さんにお尋ねしたいのですが、今回の修正案の特徴は、選択による五%の概算所得控除の新設です。そこで給与所得の場合、今までの社会保険料の控除が大体どんなような割合になつたのか、大体何の数字をもとにしてこれをはじいたのか、その点を私はお尋ねしたい。

い。修正案をお作りになる以上は、そういう具体的な数字をお持ちになつてやつたものであると思ひますが、今まではどういふことになつていたわけですか。

○前尾委員 大体政府の説明で聞いております。三・三%というのを、基準にして考えております。

○横路委員 そうですか。前尾さんに私はお尋ねしますけれども、健康保険は控除されるわけですね。健康保険は千分の六十のわけですが、今回政府はそれを千分の六十五にするというわけですね。健康保険一つ考えたって三・二五%なんです。そのほかにたぐさんごさいますよ。どうもあなたの方で考えていらないらっしゃる三・三%というのは、実際の社会保険料の控除という従前の行き方からすると、もう少し私は上回つていふと思ふ。その点はどうですか、三・三%ではじいたわけですか、確認しておきたい。

○前尾委員 三・三%を目安にして考えておることについては間違いないのであります。ただ従来御承知のように、事業所得その他については、全然控除を受けておられぬ人が多い。そういう点から考えますと、もちろんこれは選択でありまますから、五%でよからうというふに考えたのであります。

○横路委員 私の御尋ねは、ちよつとあなたの御答弁と違つたのであります。私が今聞いているのは、給与所得者の場合です。今あなたのは、給与所得者の場合はほとんど健康保険の適用を受けていないと言われる。それではあなたのは、給与所得者の場合に、健康保険の適用を受けている者と健康保険の適用を受けていない者の割合は、どうい

うようにお考えになつて五%をはじいたのですか。

○前尾委員 給与所得者の場合につきましても、大体において三・三%しか控除されておられぬというふうな考えで、なおそれ以外に、実際に医療費とか、そういうようなものを使つてい

て、健康保険の適用を受けている者として、健康保険の適用を受けている者と受けていない者の割合はどうなつていふかと聞いたのです。あなたは健康保険の適用を受けていない者が多いと思う。私は今はそういうことではないと思ふ。そこであなたがどういふ数字ではじいたのか、その点を一つお示し下さい。

○前尾委員 適用を受けている人が多いか多くないかということよりも、そういう五%をこしてあります者については、五%以上引くのでありますから、一応選択という線においては五%でいいんじゃないか、こう考えたわけなんです。

○横路委員 前尾さん、これはあなたに出された今の選択による概算所得控除の場合の源泉申告の数字にも、私は疑義がある。それはあとで聞か、あなたは予算修正をなさつたのだから、予算修正をする上は、そういう具体的な数字に当つておやりになつたはずで、ただいいかげん——いいかげんと言つた失礼ですが、こういうものだろうという感じでは、それは法律案の修正らしい。しかし予算の修正を伴つてい

る。私はこの予算の修正の数字に疑義があるから聞いています。健康保険について、実際に給与所得者の中で健康保険の適用を受けている者と受けていない者の割合はどうなっているかと聞いています。ぜひそれをお答え願いたい。わからなければわかりません。

○前尾委員 その割合については、われわれは考えておりませんでした。

○横路委員 実は私がその点をお尋ねするのは、健康保険のほかに厚生年金があるわけですから。その厚生年金もこの適用を受けるようになっています。そこで今度は、私は福田さんにお尋ねしたい。民主党としての一枚看板は社会保障制度の確立なんです。これを除いては、自由党と民主党の違いはあまりないと思ふ。それで厚生年金については最高年額一萬八千円、月千分の十六の掛金をやると、年間その十二倍になるから、私ちょっと先ほど計算してみましたら、大休年間に三千四百幾らくらいになる。そうすると年間二十万円の所得者であるならば、控除されるその割合は千分の十七・五くらいになる。そうすると今度政府がやる健康保険の千分の六十五は、勤労者の掛金は千分の三十二・五になる。それは厚生年金千分の十七幾らをかけると、実際は健康保険と厚生年金をかけている者は全然適用されないことになる。どうも私はこの具体的にはじいた数字でも疑義がある。だからその点は、やはり今ここに数字も出されているのだから、はっきりしてもらいたいと思う。それは一体どうなっているのですか。健康保険の適用を受けている者といない者の割合、まずそれがどうなっているのか、厚生年金についてはどうなっているのか、実際の自由党の案から行けば、厚生年金と健康保険の適用を受けている者は何と恩恵がないといふことになる。民主党としては、少くとも社会保障制度の確立を前進させるのだと言っておきながら、それをやめた者もやらない者も同じなんだということ。私は私はないと思うのです。その点具体的数字はどうなっているのですか。福田さんから伺いたい。

○福田(勉)委員 私の方は、自由党の説明で三・三%になっておりますが、さらにこれを政府に調べてもらつたところ、やはり同様な数字を確認しております。どうも社会保障制度を前進しないというお話しであります。しかもこの控除制に均霑しないという人たちが非常に多い、それは手数が煩雑で採用しないという傾向が非常に多いのです。これを経費五%ということとで簡素化したしまして、そしてすべての人がこの制度に均霑するといふふうにいたしましたものであります。私どももいたしましては、社会保障制度の面から行きますと、これは非常な前進である、こういうふうと考えているわけでありませう。

○横路委員 まず主税局長に私は数字を出してもらいたい。どうも今の前尾さんのお話しの健康保険の適用者が少ないということについては、ちょっと疑義があるのです。なぜならば、この間横山君の質問に、あなたの方の課長は、大休総体の給与所得者の三〇%はいわゆる官公労の職員だ、こう言うのです。官公労の職員については、また私あとでお尋ねいたしますが、残り七〇%のうち健康保険の適用を受けて

いない者というのは一体どうなのか、具体的な数字を出してもらいたい。どうもあなたの方から出されている金額には実際疑義があるのです。今なければあしたでもあさってでもいいですが、どうなんですか。

○渡辺政府委員 今手元に数字がちょっと見当りませんが、われわれの方で三・三%と申し上げたので、自由党も大体それをチェック材料にお使いになったのだと思いますが、その数字の基礎になっているものは、給与所得者健康保険に入っている数の方が多いという数字にはなっております。健康保険に入っている方が多いというところは、自由党の方から御質問があったときにわれわれのようにお答えはいたしております。

○横路委員 福田さんの今のお考えは、民主党のためには私ははなはだ惜しいと思ふ。なぜ惜しいかという、健康保険、厚生年金、こういう制度をどんだんふやしていく、また全部がそういう制度に入っていくとみんなが努力しているときに、こつちをかけたる者もかけていない者も、いやみんな同じようにしてやるのだ、だから前進だなどということはおかしいと思ふ。税の上ではなるほどそうかもしれない。しかし健康保険の適用を受けている者、さらに厚生年金に入っている者を健康保険の適用を受けられないような事業場にいる者、厚生年金の適用を受けていない者を受けられるようにすることこそ、あなたは努力すべきである。ですから、民主党としては当然このものはこのもので残し、そのほかに五%が悪かったら三・五%でもやるなり、健康保険もうんとやるよ

うにせよ、厚生年金もやるようにせよ。どんどんやると、なお五%が三・四%三・五%でもいいですが、それを相殺してしまふということ、民主党のお考えになつてはいる社会保障制度に近づいたなというところはどうも私はおかしいと思ふのです。

○福田(勉)委員 私が申し上げているのは、この控除をいたす資格のある者で、その資格を活用しない者が相当多いので、その人たちのために便益を与えたということです。その結果、おっしゃる通り多少消極的といひますが、健康保険なり、あるいは厚生年金なりに入るといふ刺激は減殺されたといふことはあろうかと思ひますが、ともかく全体といたしますと、これはさうな制度を受けておりながら、その権利の上に眠つてお方に対しては、非常な便益を与える、かようなことに相なるかと思ひます。

○横路委員 主税局長、実は私も少し数字をこまかくはじめてみた。これは修正案の一番の問題点なのです。これが一枚看板なんです。それからこれが悪いことかというところが問題です。それは私は大蔵省の職員組合と打ち合せをして聞いてみたのですが、共済組合の掛金は千分の三十八、恩給の掛金も千分の二十、国鉄の場合は、恩給法の適用を受けていない場合の共済組合掛金は、千分の八十、全専売の場合は千分の七十一、こういうわけで、大体今公共企業関係の職員についての共済組合は、現在恩給法の適用を受けている者も受けていない者も一本にして、大体千分の七十にしたものだといふので、それぞれ各宛間で話し合ひをしていくわけですから、私はそういう点から

いって、さらに市町村の場合においても、確か恩給組合を作つた場合には、その中に入っているわけですが、そういう点を考え、さらに健康保険の適用を受けていない者が、あなたの言うように少ない。この間の話では、総体の三〇%は公企労関係、国家公務員、地方公務員で、残り七〇%が民間だ。民間のうちでも健康保険の適用を受けている者が大部分だ。こうなつてくると、さき私が言いましたように、健康保険は千分の三十二・五、さらに厚生年金は、私が計算したように最高額を押えて、年間二十万円のものを押えてきて千分の十七・五くらい、これはもう少し落ちるかもしれない。そうするとそれは中間をとつても千分の四十二、三くらいになる。それをならしていくと、私は三・三%ということとは過小見積りだと思ふ。なるほどあなたが、これは二十六年の数字ですと言つたのですから、どうも私は、今日は三・三%といふのは過小で、実際には四%近くになっているのではないかと思ふのです。その点どうなんですか。これは実際の数字は計算をなさつたのですか。

○渡辺政府委員 先ほど申し上げました二十六年の数字だといふのは、石村委員の御質問になつた負担額表のうちろについております。そのように、各階級別に一応率がいりるを要しております。そのそれぞれパーセンテージは、これは二十六年の数字をそのままとっている。最近はどうもこれよりも少し上つてはいるらしいといふことを申し上げたのです。三・三%といふのは、私ども予算の方でもって常に使つておりますもので、これは一応二十八年の実績数字をもとにしておりまし

て、新しい数字でございます。

○横路委員 一つ私は、委員長の方から大蔵省の方へ——どうも私は数字に疑義があるのです。それでぜひ公共企業関係はどうなっているか、それから国家公務員はどうなっているか、地方公務員関係はどうなっているか、それが総体の給与所得の階級別分布の中でどういうふうになっているか、それから民間産業についてはどうなっているか、このうち今お話の實際に健康保険の適用を受けていない者はどうなっているか、その点を私はここで討議をする材料として出していただきたいと思ふのであります。それでなければ、今回の審議はこれが中心なんですから、この中心の一番の議題についての資料がなければ——率直なところ、大體の見当でやられては国民はなほだ迷惑をするわけですから、その点一つ委員長にお願いして、これは横山君から土曜日に言われているのですから、私は一つ明日はぜひ出してもらいたい、こう思ふのです。

その次に、私は前尾さんにお尋ねしますが、今度は申告所得者の場合です。申告所得者の場合には、社会保険の控除というのは、従前は一体どういうような割合になっていたのか。源泉徴収の給与所得者が三・三％というところにはわれわれ疑問があります。一応政府側から答弁がありました。そこで申告所得者の場合には、社会保険の控除というのはどういうふうになってお

○松原委員長 渡辺局長から発言を求められております。渡辺主税局長。
○渡辺政府委員 今の資料は現在準備しております。それで大體私の方で調

べましたのは、大蔵省関係が一番手近なものですから、主税局の数字を一応調べております。それから現業官庁、民間の調査——時日がございませんで、そんなに数はたくさんございませんで、一応政府職員の典型的なもの、典型的かどうか知りませんが、一つのサンプル、それから現業官庁のサンプル、それから会社のサンプル、銀行のサンプル等です。

ちょっとつけ加えさせていただきますが、結局役人は、大體におきまして健康保険の額は、こういう社会保険料の控除の額より多いようであります。ただ御承知のように、たとえば大蔵省でいいますと、共済組合の掛金が千分の三十八でございます。これは本俸に対する掛金でございます。そのほか勤務手当でありますとか、あるいは残業手当でございますとか、あるいは盆暮れのボーナスでございますとか、そういうものがございまして、現在の五％というのは、その総額についての五％でございます。それに対しての割合を求めて参りますと、千分の三十八プラス恩給基金の二十、五十八という数字は、ずっと低い数字になつていくわけでございます。民間の数字はさらに低くなつてお

○前尾委員 先ほどのお尋ねの数字につきまして、従来はたゞいま控除を考へております。控除、あるいは医療費というふうなものを入れます。七％というふうなものを聞いております。
○横路委員 主税局長にお尋ねいたし

ますが、今前尾さんから、申告所得の分についての社会保険の控除は、従前は〇・七％だ、こういうことです。そうすると、私はまたここで非常に問題が起きると思ひます。ということは、今度の修正案で大事な、選択による概算所得控除の五％というのは——今まで申告分は〇・七％しか社会保険の方はなかった。片一方の勤労所得については、三・三％、そうすると、結局この五％の適用を受けることによつて、なるほど申告所得の方はいい。しかしそれに比べて、勤労所得の方は著しく不均衡になるではありませんか。私はそう思ふのですが、あなたはどうか。

○渡辺政府委員 その点は、私はこう思ひます。社会保険料控除というものをどういうふうに見るかというところを考へる方の議論が分れてくると思ひます。政府原案、あるいは現状と比べてみて、今度の選択控除の修正案をいれたい場合に、それとの比較においてどこに負担軽減として現れていくかということだけいへば、給与所得者の方は、従来社会保険控除を得ておりますし、それが今度は置きかわるわけでありす。片方は三・三％、片方は〇・七％。そういう意味において、選択控除をやる場合とやらなかった場合、この二つを比較してどちらの負担が軽くなるかといへば、これは事業所得者、あるいは農業所得者が軽くなる、これはもうあらためて言う必要もありません。要するに、それじゃ負担が不均衡になるかならないかという議論になります。一体社会保険料控除はどういう意味で控除しているかというふうな考へ方がそこに出てくるわけであ

修正の提案者の御議論を伺いますと、社会保険料控除を受けていない者も別に病氣をしないわけではない、ただ健康保険に入っていないがゆゑに、社会保険に入っていないし、社会保険料を払っていないがゆゑに控除を受けられない。それはおもしろくないじゃないか、こういうふうなお話でございまして、これも私は一つの考へ方だということでは認めていられるのであります。

○横路委員 私は、民主党の福田さんにお尋ねをしたいのですが、率直なところ、今回の選択による五％の控除の問題は、今お話のように、個人事業者に限しては確かに従前に比べて利益を得ると思ひます。やはり税は相対的なものですから、それとの関連においてきめられておるのであつて、そういう点からいくと、勤労所得者については、なるほど、今主税局長から——主税局長は、はとちうは腹の中では反対だろつと思ふのですが、申告所得者は今まで〇・七％である、勤労所得者の社会保険の方は三・三％、それを一率に五％落すというところは、ただでさえ勤労者の低額所得者が非常に困つてい

に、その点をなぜ一休民主党は考へられなかったのか。子供がたくさん生まれて困つてい

服をされたのか、政調副会長の福田さんの見解を一つお聞かせ願ひます。
○福田(勉)委員 お説の通り、勤労所得はその徴税方法の点などから見まして、實際上私どもはこれは重いと考へております。何とか勤労所得に対する軽減をはかりたいという感じは一緒であります。しかしながら、今回の税制の改正につきましては、先ほどお話のありましたような法人税の三五％という特別税率を設定したておるのであります。これとの権衡上、申告所得者の面も考慮しなければならぬという状況もありまして、まあ何もかにも一緒にというわけにも参りませんで、今回のような修正措置になつたわけでありす。御趣旨の点は私も全く同じに考へておりました。今後何とか努力をいたしていきたくと思ひます。

○横路委員 民主党の政調副会長の福田さんが、勤労者のうちの低額所得者についてはどうも不均衡だから、将来においては考へたいというところは、われわれはぜひ実現するように一つやつてもらいたい。そのことなくしては、今回の修正案というものが、全く自由党の言いなりになつてい

次主税局長にお尋ねいたしますがきょう出されましたこの税制改正、これは衆議院の修正による減税額の内訳ですが、選択による概算所得控除の新設によつて、初年度四十億になる。源泉分は初年度三十億、申告分は十億である。ところがあなたの方から出された昭和三十年度租税及び印紙収入予算のうちの所得税の源泉分は、政府が出された原案で二千九十一億、申告分は六百六十四億、大體申告分が源泉

分の三分の一である。そうなってくる
と、先ほどの選択による概算の五%の
控除がいささか私は数字が合わない
と思う。なぜならば、この申告分につ
いては、従前は〇・七%しか適用を受
けてなかったから四・三%は適用を受
ける、ところが勤労所得の方は、従前
は三・三%だから、今度は一・七%の
適用を受ける。ところが片一方で源泉
分は申告分のちよと三倍なんです。
ところが同じように、選択の分を形式
的にただ三倍にしている。この数字
は、これは明らかに間違いです。ど
う考へたって、今までの委員会の審議
の過程からいって、こういう数字が出
てくるわけがない。片一方を三十億に
して、片一方を十倍にして、それはた
だ源泉徴収の方が申告の三倍だから三
倍になるだろうというところは、これは
今まで審議していた私たちの具体的
数字からいって出てこない。こういう
数字は明らかに間違いです。間違いで
なければ、今まで私どもと皆さんとの
間で討議した数字が一体間違いか。明
らかにこれは間違いです。

受ける方は、個人の方で、申告分は四・
三%の適用を受ける源泉分の方は、
一・七%の適用を受けるのです。そう
いう割合でいっているのです。ところ
が数字は、ただ源泉の方が申告の三倍
だからといって、それを十倍と三十億
とに分けている。それ以外にないじゃ
ないか。もう一度主税局長に言います
が、片一方が二十九億一億、片一方は
六百六十四億ちよと三倍になつてい
るからということ、一と三に形式的
に分けられた数字ではないではない
か。だから具体的にもう一ぺん数字を
出してもらいたい。これは参議院の予
算審議と重大な関係がありますよ。
○松原委員長 春日委員より関連質疑
の要求がありますので、これを許しま
す。春日一幸君。

○春日委員 横路君の質問を通じて、
われわれが社会保険の将来に非常な不
安を感じざるを得ないので、提案者た
ちは、この問題についてお考えになつ
たことがあるかどうか、次のことに触
れて一つ御答弁を願いたいと思うので
あります。たとえばこの給与所得者た
ちは、現在おのおの社会保険——健康
保険、失業保険、厚生年金に加入して
おりまして、すでに税法上おのおの
万五千円程度は減税を受けておるもの
が相当あると思うのです。ところが今
度の制度によりまして、そういう社会
保険に加入しておるものと加入してい
ないものとの対する税法上の特別の扱
いというものはなくなつてしまつて、
無差別平等の取扱ひを受けるようにな
ると思うのです。そうすると、こうい
うことが私は考えられると思う。健康
保険料や失業保険料や厚生年金、そう
いうようなものをかけないで置きさえ

すれば、そういう支出をやめてしまつ
ておけば、一年間に一万五千円ずつ自
己資金として手元に保有することがで
きる。一年間に一万五千円でありま
すから、十年間に十五万円、二十年間
に三十万円、複利計算で四、五十万円に
なつてしまふ。そういうことになれば、
みな保険に入っているのがいやに
なつてしまつて、そういう保険加入か
ら離脱するような傾向がありはしない
か。それから現在未加入の諸君は、そ
んなものに入るよりも、税法上そう
いうものは選択控除として、一万五千
円ずつとにかく手元に保有しておいて、
減税になることが出来ることになつて
けでありますから、社会保険料を払
つてもう一万五千円ずつ貯金してい
こう。こういうことになれば、かりに
病気になつたときに、一年間は一萬五
千円の医療費で、社会保険に入らぬ
も、一万五千円あるんだから、これを
払えばいい。病気になる場合は、そ
れを積み立てていけば、厚生年金に匹
敵するとか、あるいはいろいろな財源
に見返るものを自分の手元に保有して
おくことが出来るという、こういうお
それるべき現象をここに発生してくる。
これは横路君が言つたように、社会保
険こそはこれはもう社会保障制度の根
幹をなすものとして、政党政派を問わ
ず、どうしても徹底強化しなければなら
ぬというときに、社会保険の将来に
大きな暗影を投ずるような副作用を、
これは明らかにもたらすと思うのであ
ります。こういう問題について御検
討になったことがあるかどうか、一つ
御提案者からこの点に対する御見解を
伺つておきたい。

○前尾委員 先ほど来からの御議論を
聞いておりますと、全くわれわれの提
案している趣旨をはき違えておられる
ように思う。御承知のように社会保険
につきましても、一方歳出で国がいろ
いろ保護をいたしております。そうし
てまた税金の面におきましても、それ
を経費に控除している。従来通り、
五%以上おかけになっている分につ
いては、そのまま引くのであります。か
ら、あくまで税法上の恩恵はあるわけ
です。ただ実際問題として組織ができて
おらぬ、あるいは帳簿がはつきりして
おらぬという人を救済しよう。従つて
五%以上に、八%にも九%にもなつて
おればなおさらのこと、全然控除を受
けておらぬという人には非常な不均衡
になつてくる。この点を是正しよう
というのが今回の選択控除制度であり
ます。それ以上に出たものではないの
で、これは所得より引くのでありまし
て、税金の額と違ひますので、その方
が得たといわれることは、これは起
り得ないと思ひます。どうぞよろしく御
了承願ひます。

○春日委員 それは話が違ふんです
よ。たとえば現在の給与所得者たち
は、これは明らかにしておかなければ
なりませんが、源泉徴収義務者という
第三者によつて納税されている。従
まして、第三者は当然その納税者の利
益を守る義務がある。従ひまして当然
その控除するべき社会保険控除——健
康保険控除、厚生年金控除、失業保
険控除、こういうものは当然書き出し
されて、そうしてその課税からこれが控除
されていくのです。従つて今三・三%
とか四%とかいろいろの推算がなされ
ましたけれども、われわれの推算によ

りますと、この厚生年金と失業保険と
健康保険と、これだけのものを全部か
けている人は、大体においてこれは
五%を上回る場合すらあるといわれて
いるわけなんです。そういたしますと、三十
万円の所得者については、現実に一万
五千円ずつの控除というものはすでに
全給与所得者が受けておるんです。受
けていない人がありたいします。な
らば、それは納税義務者が怠つておる
か、あるいは故意にその納税者に対し
て損失を与えておるといふ事柄であ
つて、そういう面に対しては、他の方法
によつてそういう税法上の恩恵が十分
行き渡るような措置を講じなければなら
ぬと思ひます。こういう場合に論
じて参りますと、すでに一万五千円
はおおむね控除されておるといふ假定
の上に立ちますと、そういうような保
険に入つておつても入つていなくて
も、一万五千円というものは控除され
るということになると、それでは保険
にかけたつもりでその一万五千円ずつ
を手元に貯金しておこう、こういう傾
向を発生しないとは限らない。私なら
ばむしろその方が得たと思ひます。自分
の手元に一万五千円ずつ置いておいて、
大体一年間に——からだの弱い人と
丈夫の人によつていろいろ違ひではあり
ますが、まあいかにいへども、とにかく
保険にかけた掛金で支出したと思ひ
つて——この修正案によつて当然税金の
方ですういふ特権を得られるわけだ
から、納税者は一人について一万五千
円控除が受けられるわけでありま
すから、一万五千円ずつを手元に貯金し
ておくということになれば、今申し上げ
た通り十年間に十五万円、二十年間に
三十万円、複利計算ならばこれが四、

五十万円になる。そういうことになれば、現在の社会保険に加入していない者は入るのがいやになり、入っている者は離脱をして、そういう金を手元に保有しておいた方が得だ、こういう悪い逆作用を生じてくる。こういう意味合いにおいて、今回のこの修正案は、ただ単に税法上の問題ばかりではなく、社会保険と社会保険制度の将来にわたって重大な悪影響を及ぼすという意味において、われわれとしては特別な不安があるんです。ただいまあなた、頭からわれわれと観点が違うとか、勘違いしておるとか、そういうことを言っておられるけれども、われわれは、この税法案については何国会を通じて四角八面の検討をしているのであって、それは、正當に理解もしないでわれわれはこんな批判をしておるわけではない。どうか一つもう少しすなおな気持ちになって、とにかくわれわれの批判を天の声だと思つてすなおに聞く、反対意見だとか、批判とかいうことではなくして、現実なそういうことになるじゃありませんか。保険に加入しておれば、一万五千円ずつ掛金でとられてしまふ。従つて、そんなことよりも手元に置いておいた方が税法上同じプラス、マイナスの結果を得るので、手元に保有しておいた方がよいというところは、これは人情の常です。その点についで福田さんはどうお考えになりますか。

○福田(社)委員 ただいま前尾君のお答えいたしました通りでありまして、何もこの制度は、社会保険に加入しておる勤労者に不利益を与えようというのではない、利益はそのままだんです。その権利の上に眠つておる人に対してまでも利益を与えようというので、社会保険制度と申しますか、さういふ観点から言へば、これは前進だといふふうな私どもは考えているのです。ただその結果、おっしゃられた通り、消極的にはかものものと関係上、多少今まで利益に均等しておつた人の均等割合は、これはほかに比べて前進しないという点はあるんですが、とにかくこれは社会保険制度全体から見ましても、前進であるといふふうな考へておるのであります。

○春日委員 ただ問題は、今までの社会保険料の支出は、これは一面から見れば社会保険税みたいなものであつたのです。従つて、社会保険税みたいなものにあつたためてこの所得税を課するといふことはふさわしくないといふこの立場から、特にこれに対しては非課税措置、控除措置がとにかく講ぜられてきた。この格別の意義を、われわれが今もなおこれを強く認めて参りますならば、すでに与えられておる特権に對して、今回の修正を通じて何らの格別の配慮がされていらないといふことは、お認めにならないかと思つて、この社会保険料を今までに控除されておつたのは特別の理由があると思つたんだが、その特別の理由を今回何らかのこで認められておりますか、それをちょっと伺いたいと思つてます。

○前尾委員 繰り返して申しますように、社会保険とか、そういうものにつきては、これは国が積極的経費を出して、これは補助しているものです。税の建前としては、大体こういうものを経費と考へるべきものなんです。従つて当然社会保険料として控除をされております。また事業者におきましても、医療費、あるいは国民保険、あるいは健康保険といふものは当然現在ある恩恵なんです。当然引くべきものが現行問題として引かれておる。それは何かといふと、結局帳簿が正確であるとか、そういうふうないろいろな理由からしまして、その恩恵を受けておらぬ。従つてそういう人につきては、選択的に控除を認めていこう。こういうことなのであります。それから、皆さんのおっしゃつておるのとは全く趣旨が違ふのであります。

○春日委員 質問に対して正當な答弁をされませんので、これはてんで初めから同じことをゴム判で押したような答弁で、全くわれわれは遺憾にたえないのです。ということは、私どもの質問をいたしておきますのは、この社会保険といふものの掛金は課税すべきでないといふ特別の理由があつて、本日まで課税されていらないのです。ところがその特別の理由が今度の修正案によつて全部滅却されてしまふのです。結局埋没してしまふのです。そのことは、すなわち既得権利の剝奪であり、当事者にとっては喪失になるといふのです。ですから、そういうことは社会保険の将来に對して非常な暗影を投ずることになり、特に勘定がこまかい男がそろばんをやると、私が今申しましたように、そんな社会保険なんかへ入るよりも、一万五千円ずつ貯金した方がよい、あるいは入っているものを離脱してその金を手元に置いての方がいい、一旦緊急あればその金で事を弁じ得るではないか、こういう気持ちになつて、社会保険というものをだんだん奨励し、これを拡大強化していくといふ国の方針と相逆行する形になつて、すなわちこの税法いじりは、火遊びをやつて火事を起すようなもので、税法いじりによつてこの社会保険制度、特にその根幹をなすところのこの社会保険といふものに対して、大へん悪い影響を与えるんだ、この問題に對して検討したかと言つたんだが、観点が違ふといふことで、結局わからぬ振りをしておるのか、それとも頭の判断がにぶいか、いづれにしても遺憾千萬であります。いづれにいたしましても時間でありまして、この程度にいたしておきます。

○松原委員 午前中の會議はこの程度にとどめ、午後二時まで休憩いたします。

午後二時三十九分休憩

午後二時三十八分開議

○松原委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

政府提出にかかる所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案の三法律案並びに三名提出の修正案を一括議題として質疑を行います。横路節雄君。

○横路委員 福田さんにお尋ねします。午前中は修正案について民主党の態度をお尋ねしたのですが、今度の法人税法で五十万円以下を三五%にしたわけですが、ところがこれは地方税は一体どうなんですか。これは地方税についても減らしたのですから、当然地方税との関係においても私は同様に減らすのが至当だと思ふのです。ところが地方税においては逆にふやしてきていて、これは、減税だ減税だと宣伝をして、いふことに對して私は全く逆だと思ふ。この点は民主党としてはどうなんですか。国税の方は減らすが、地方税の方はうんと取つてやれ、こういうわけですか。その点どうなんですか。

○福田(社)委員 本改正によりまして、地方税制の方も、この法律をほつておきますとそれだけ減税になるわけでありまして、ところがよく御承知のように、地方の財政状況は非常に困窮状態でありまして、ただいま国並みの減税を遺憾ながらやつていくわけにはいかないのです。そこで今回地方税法を改正いたしまして、率を若干上げることになる。しかし増税にはならぬのであります。地方財政の面といたしましては、国並みに行きますれば下るべきものを、下げずに今まで通りでいくという措置にならざるを得なかつたのであります。

○横路委員 そうすると今のお話で、国税の方は減税したが、地方税の方はそのままやれば減取になるから、昭和二十九年度同様の金額を維持するため税率を上げた、こういうわけですか。――それでは私前尾さんにお尋ねしますが、自由党としてはどうなんですか。前尾さんは地方財政についても権威者でございましてけれども、国税を下げたと同様にやはり地方税も下げ、足りない分は国が別途見てやるべきだと思ふのです。しかし実際には、今福田さんは税率を上げて、財源については現状維持だと言つたのですが、実は私がきのう調べたところによると、やはりそうじゃない。税率を上げれば

幾分増徴になってくるわけです。この点自由党としては、国税についてそういうふうに修正をなさった場合に、当然地方税についてもお考えになったと思うのですが、この税率をお上げになることは、自由党としては賛成なさったわけでしょうか。その点お尋ねしたいと思います。

○前屋委員 地方税も国税も、納税者のふところにとっては同じことであります。従つて国税を下げますと、地方税はそのままにしましても、総体としてはやはり減税になるわけでありませう。地方の収入にするか、あるいは国の収入にするかということは、地方財政の状況なり、国との配分の関係であります。従ひまして、現在地方におきましてはいわゆる固有財源が非常に少いといわれておりますので、地方の固有財源を奪うというわけには参りません。従ひまして、従来の据え置きということにいたしますためには、それだけ税率を上げなければならぬといふことで、自由党も十分承知の上で改正が行われておるわけであります。

政務次官にちよつとお尋ねしますが、今回の自由党、民主党の修正によつて、昭和三十一年度においては、地方税の道府県民税、あるいは市町村

民税における法人割の標準率、あるいは制限率を修正される前、政府原案の場合と、それから自由党、民主党の修正によつて今度は率を上げた場合とでは大体どれくらい違う見通しになっていましょうか。――ではあとで資料を出していただきたいと思います。

それでは主税局長にお尋ねします
が、この所得税法の一部を改正する法律案の、あなたの方でお出しになった「第二十六条第四項中「第三十八条」を「第十一」条の六の規定の適用を受けようとする者は、命令の定めるところにより、その年中に支払った生命保険料の金額その他同条の規定の適用に關し必要な事項を証する書類を、確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際呈示すべきものとし、第三十八条」に改める。」こうなっております。この点は、先ほど自由党の前尾さんから社会保険料の控除について、やつておられる者もやっていない者もある、そこで課税控除五%を適用したのだ、こういう話だった。今まで受けておる者も受けていない者もあるから、受けていない

です。今までならば、これを一括して持つて行くか、あるいは郵送してやればよかった。片一方今の社会保険については、受けておる者も受けていない者もあるから、受けていない者の便宜のために、そんなものを回したってあとから五％を概算控除で引いてやる。一面からいえばまことにけっこうだが、今度は片一方生命保険の方については、領収書もつけろ、何もつけろというのは、これは一体どういうことですか。まさに逆じゃないかと私は思うのですが、どうしてこういうふうに改正しようというのですか。

○渡辺政府委員　その点だけはいえ、横路委員のようなお話にならぬとも限りませんが、社会保険料控除と生命保険料控除との間には、多少性格的な違いがあるのではないかというふうな思っております。そこでわれわれの方で原案を提出するに当りまして、一応こういうふうな改正をしたいと申し上げておりますのは、現在生命保険料控除をやっておりますが、今度まあ貯蓄奨励などのことを考えまして、限度

から同時に、証書の呈示とか領収書の呈示ということになりますと、これまた今のお話ではありませんが、納税者に一々並んでもらうといったような非常

な手数になるわけでごさいまして、そういうことも避けたい。ただできれば、何か一つの簡単な書類でもいいから出してもらえぬだろうか。実はこの点につきまして、今保険会社、保険協会などともせっかく話し合いを続けております。これは命令の定めるところによるといふことになっておりまして、どの程度の場合にどの程度の者に出してもらふかということにつきましては、あまり納税者の負担にならぬように、また保険会社とか、そういう方にもあまり膨大な事務量にならぬように、同時に税務署の方といたしまして、も何らか調査に便宜があるようにという、非常に矛盾した要請であります。が、何とか適当なところで一つの案を作っていくたい、かように考えております。

○横路委員　今までやらなかったのを今度はどうしてわざわざやるわけですか。なお片一方は、今話したように、社会保険料については、やってない人のために初めてから五%の控除をしてやる。なるほど一万二千円が一万五千円になったとはいふものの、しかし大した金額でないといへば大した金額でない。今まで全部書いて出して、それで落んだのに、どうしてこういうことをなさるのか、理由は何ですか。

○渡辺政府委員　書いてお出しを願った中に、いろいろその信憑性について疑わしい問題がありまして、その調査に相当手数もかかるものでございまして、少くとも金額の多いものにつ

いては、その点についての手数を省きたい、同時に正しい申告をしていたかどうか証拠にもお願いしたい、こういうつもりであります。

○横路委員　そうすると、今まで税務署でその信憑性について調べるのに手間がかかったから、納める方にそれだけの犠牲を負担してもらいたい、こういうわけですか。

○渡辺政府委員　一々これを調べて参りますについては、税務署としてもなかなか調べ切れぬという面もございます。従って一応納税者の方にも御協力願いたい。こういうつもりでございます。

○横路委員　やはり税については、正しく記載をして、みんながおくうがならないで出すということが私は正しいと思う。あなたの言うように、この第二十六条第四項のようにこれは命令で定めるようですが、どういうようにするのか。これは、たとえば一人で一つだけたくさん入っていっぱいのです。が、教多く小さいものをかけている場

保険料だけどうしてこういうことになったのか。もっと深い理由があればおかせを願いたい。そうでなければ、これは全く納税義務者にたいふ時間をかけますよ。

○渡辺政府委員 今保険会社と話し合っている最中ですが、たとえ保険会社にいたしますと、領収書の端の方に、たとえばミシンの入った紙をつけて、それに金額まで書き込むことはとてもできないけれども、たとえば保険証書の番号といったものを、一応日本生命なら日本生命の第何号の保険証書というふうなもので、領収があったというふうなスリッパを、小さく三角型なら三角型の格好でつけるということは、これは場合によってはできないでもないというふうな話も出ております。従って、そういうふうなものを申告書に適當な欄を作りまして、そこへ張りつけておいてもらおうといったようなことを考えたらどうだろうか。呈示ということになりますと、これはお話のように、遠方の方にはちょっとできかねる問題でもございます。従って何かしら、そうした手がかりになるような証拠を、できるだけ簡単な操作でもってやり得ることを考えていきたい。こういうことで今話し合いを続けております。

○横路委員 主税局長にお尋ねしますが、この場合、民間の保険会社で、件数としてどのくらいこれに書かれていたのですか。それから簡易保険の場合に、どれくらいここに書かれているのか。きつと資料があたりだろと思うんですが、どれくらいになっているのでしょうか。

○渡辺政府委員 民間の保険のどうい

う数字でございましょうか。

○横路委員 民間で件数がございまして。あなたの方でこれを調べるのに厄介だから、そういう手間をするというのだから、民間の保険会社で、実際に所得申告の場合記入されてあるものが何件くらいありますか、簡易保険の場合に何件くらいありますか。

○渡辺政府委員 今、数字の点は調べております。いろいろ話し合っておりますが、簡易保険の方はなかなか困難じゃないかと思っております。それで民間の方で話し合っておりますのは、今お話ししたように受け取りなら受け取りのところに、三角のスリッパを切り取るようにしておいたらどうだろうかという話もございまして。できるだけ簡単な措置をとりたいということでは、私も念願しております。

○横路委員 どうも主税局長の簡単な措置というのが、今まで非常に煩雑なやり方であって、それを簡単にすることはわかるわけですが、今まで書いて出しておいたものを、やれ証明書をつけろ、領収書を持つてこいという。それを簡単にするというのは、どういうことですか。それを簡単にするのなら、もとのままにしたらどうですか。

○渡辺政府委員 私の申し上げておりますのは、現在のやり方では、どうも税務署がその確認について自信のある措置をとるには非常な手数がかかる。そこで一応こういうような措置で納税者に御協力を願いたい。これは新しい御協力を願うのですから、確かに手数が掛かります。そこでその御協力を願うのでございまして、簡易にしたい。あまり御迷惑になるような措置はとりたく

ない、こういうことを申し上げておきます。

○横路委員 そうすると主税局長は、納税者の申告してきた生命保険料の控除については、どうもうそがある、脱税をしている。だから脱税防止のためにやるんだ、こういうことなのでしょうね。それならば、一体その脱税と予想されている金額は何ぼなんです。あなたは脱税とは言わないけれども、脱税とあなたが予想しているならば、脱税と予想される金額は幾らなんです。

○渡辺政府委員 私の申し上げているのは、納税者の申告書に書かれている生命保険料控除の中に、はたしてほんとうに真実かどうかどうだろうか疑わしい点がある。それを一々税務署が調べて歩くということについては、非常な手数が掛かる。今の件数の問題は、ちょっとわかりませんが、一応生命保険料控除を受けている人員の数字がございまして、昭和二十八年分の所得税でございまして、申告所得税の場合に、納税人員が二百六十六万人ある中で、生命保険料控除を受けているものが百六十二万人、従いまして、この方々に一々調査に行くというわけにも参りません。同時に生命保険料控除の額というの、相当大きな金額になっておりますから、それについて正確を期したい。その意味において、あまり納税者に御迷惑のかかるようなことはわれわれも避くべきだと思いますが、できるだけ簡単にして、同時にその程度の御協力は願いたい、こういうつもりでございまして。

○横路委員 今民間のことについてはお話しがございましたが、実際には民間も多いが、簡易保険も相当多いわけですね。とりわけ大衆は簡易保険が多いわけですね。政府も一生懸命それを勧めていくわけですね。簡易保険についてはどうなさるのですか。やらないのですか、やるのですか。

○渡辺政府委員 簡易保険につきましても、これは口数も多いし金額も小さいものですから、手数のかかることについてはおっしゃる通りでございますが、今われわれの方と簡易保険局の方と話し合いを続けております。一定の金額以上のものについてだけ何か出していただくかどうかという点で話し合いをしております。これはもう少し簡易保険局の方とよく話し合った上で、どうしてもそれが簡易保険局の方でできないということならば、別途考へなければならぬというふうに考えております。

○横路委員 私この問題を取り上げていっているのは、ちょっと矛盾していると思っております。取り上げていっているのは、社会保険については五%の基礎控除ということで、やっている者もやらない者も五%ということなんです。一面から言えば簡素化されてきた。納める者にも一々煩瑣なことではないというところも一つございまして。ところが今の生命保険料については非常に煩瑣になる。今数字の点をお尋ねしましたが、私どもの知り得ている範囲では、民間の場合には約二千万件、簡易保険の場合には約三千万件、こういうことになるわけですね。たとえば今あなたの言うように、簡易保険について一々例をとってみます。証明書をつけろ、こういうことになると、郵便局へ

行くわけですね。そして原簿を持ってきてもらって探してやる。これは実際一枚書くのにどれくらい時間がかかるんだらう。これはあなたの方で計算したかどうか知りませんが、私はちょっと計算してみたいです。大体早くて七分、おそれれば十分くらいかかる。この三千万件を二月の十六日から三月十五日まで一カ月の間にやろうというんです。これは政府の方で払うことになったら、超過勤務手当が約十億近くになりますよ。だから私が先ほど言ったように、やはりわれわれはできるだけ相手を信頼していくことが大事だと思っております。超過勤務手当を十億も払った日には、国の財政がどうなるのですか。主税局長どうなさるつもりですか。

○渡辺政府委員 私の方も先ほど来申しているように、そこあまり大きな手数はかけたくないと思っております。従いまして、簡易保険のような場合にとても手数でもって、それが非常なものであるといえ、たとえば民間保険なりに限定するというような考え方もあり得るわけでありまして、一応その点につきましては、今簡易保険なり民間保険の連中と話し合っておりますので、その結論を得て命令できたい、かように考えております。

○横路委員 多くの大衆の人がかけているのは簡易保険だと思われ、政府の方でも勧めているわけですね。あなたは、今あの領収書をつけられたいということなんです。家族が八人くらいいて、あの毎月の領収書をこれにつけてごらんない。そうして、たとえば私の方の選挙区の関係から言えば、約四十五カ町村くらいに一税務署です。

そしてそこへ出てくるのに一日半もかかる。そんなことをしてどうして出てきますか。だから私は、この点はどうもあなたの言う説明が納得できないんです。もつと重大な、このために五十億脱税しているとか何とかいうならわかるんだけど、どうも信憑性が薄いというように感じます。そういう実際に納める人にそれだけの煩瑣な手続をやる。しかも一方国家財政に影響するような三三三百万件も書かせて、超勤手当を十億近くも払う、こういうことはどうなんですか。あなたが、いやどうもうまくなさそうだから適当にということですが、どうもうまくないというのであれば、私もあまり追及しません。

○渡辺政府委員 私が生し上げておるのは、結局先ほど来申し上げておることを繰り返すことになるかもしれませんが、生命保険料控除の場合に、相当控除人員も多い、金額も多いわけですから、従いまして、その中に相当な信憑性の疑わしいものもある。従ってもう少しこれを確実にしておく必要があるんじゃないか、こういうことが考えられるわけですが、ただそれに対して、確定にするためには証明書を作らせるとか、あるいは証書を呈示させるとかという問題になるわけでありすが、簡易保険の場合には特にそうである、証明書をつけさせることになる、これは横路委員のおっしゃる通りに、そこでもって手数がかる。従って、保険局の方としては非常な超勤が要る。こういう問題が出てくるわけでありすが、従いまして、それについてそちらの方の手数もできるだけ少くし、同時にわれわれの方でも何かた

よりになるものを取りたい。そういうことになる、それじゃどうするかといえ、たとえば金額の多いものについてだけあるものを出してもらうとか、こういったようなことも一つの妥協の案として考えられるわけですが。簡易保険につきましても、件数も多いことですから、あるいは金額だけでは困るということになりますかどうですか、この点について今簡易保険局の方と話し合ひを続けております。

○横路委員 主税局長にもう一つだけお尋ねしますが、今のは、たとえば簡易保険なら簡易保険、民間なら民間の保険会社の方の關係ですが、それなら一つ納める方の立場に立つてもらいたい。おそれるその証明書は、簡易保険なら簡易保険局の方の仕事になる。しかし納める方の側から言えば、領収書をつけろということになるれば、あなたも簡易保険をかけていらっしゃると思いますが、あれに添付するのを八枚か十枚数えてみて下さい。それを一枚一枚書いてつけて出すという手間を納める方の立場に立つて一つ考えてもらいたい。命令で定めるところによりというのですから、命令で定めて、今のような大衆のためにどうも煩瑣なことはおやめになってもいい。

○渡辺政府委員 話が保険会社の方の話になりましたから、保険会社のことだけ申し上げるようなことになりましたが、結局私が考えておりますのは、保険会社の立場と納税者の立場——納税者については、今お話しのように、領収書が非常にたくさんなつてつけられぬといったようなことももちろんわれわれとしては避けるべきことだと思っております。従いまして納税者の立

場、保険会社の立場、それも両方考え合せて、同時に税務行政においても何らかの格好でそこに信憑性を得るようなことができるようにすれば、これはプラスになるのではないかと。そこで今一番問題の多いのは簡易保険らしい。これと民間保険会社の方の権衡もございしますが、簡単なものなら何とかつけられるというふうなわけで、これも結局保険会社の方から求められなくて領収書の方へつけておくというようになことになるのかもしれない。全体をにらみ合せまして、横路委員の御説のようになり、納税者の方にあまりに手数のかかるようなことはわれわれの方としてもやらない、こういうふうな考えをしております。

○横路委員 前尾さんにお尋ねしますが、生命保険料の控除について、なるほど今のようには、総体の金額を一万五千円という押え方もございまいしょうけれども、やはり私は、この生命保険料についても、家族の人数というものを考えるのが正しいのではないかと思うのです。この点は、それぞれ諸外国に於いても例もあることなんでしょう。今お話しした点は、今回の自由党の修正案にはそういう点については考慮されてないわけですね。これは前尾さんとしては、一応そういう点についてはお考えになられたのかどうか。その点、一つ今度の修正の責任者であるあなたからお聞かせいただきたいと思っております。

○前尾委員 御承知のように、今回出しております修正案は、予算と密接に關係のあるものだけを取り上げておりました、この修正案を作り出す際には、ただいまお話しのような問題は全

然討議の対象になっておりません。予算に關係は多少ございまいしょうけれども、ない部分につきましても、また大蔵委員会その他の御意見によって別個の修正を論議していただく、こういう考えでこの修正案ができておるわけですが、今前尾さんから、予算総体の金額で押えられているので、今のようないふ話ですが、私は、今の予算の金額を動かさないでも、今話をしましたように、私は家族が本人一人の場合に於いては生命保険料の控除はこれだけ、夫婦の場合、あるいは妻の場合に於いては、さらに子供が生れた場合には一人についてはどう、しかしその最高限度はどうなんだというように考えるのが至当ではないかと私は思うのです。予算を動かさなくてもある程度の操作でできるのではないかと、思うが、民主党の政調会としては、こういう点については検討されたことがありかどうか、一つ聞かせていただきたい。

○福田(越)委員 民主党は、結党以來なお日浅く、さような問題について検討したことはありません。しかしながら非常に御高説でありますので、私もよく勉強させていただきたいと思っております。

○横路委員 主税局長にお尋ねいたしますが、あなたは専門家でですから御承知のように、西ドイツでは、本人一人について六万八千五百円、家族一人について三万四千二百円、こういうふうになっているわけですが、その超過額については五〇%まで、同じ所得総額の一五%を限度にしている。私は何も西

ドイツのまねをせよというわけではありませんが、一万五千円が最高限度だといふけれども、一万五千円までない人がたくさんいるのですから、そういう意味で、やはり家族構成で、子供が六人も七人もおれば将来のことを思って生命保険をかけた。ところがとにかく家族がある者もない者も一万五千円が限度だということでは、これはうまくないのではないかと。そういう点について、主税局長としては全く考慮なされたことがないわけですか。

○渡辺政府委員 生命保険料控除という制度はかなり古いものでございまして、イギリスなどでも古くからやっております。日本でも戦後一時やめられたこともありますが、またシャウプの改正で復活したのであります。その間に家族構成によって金額の限度を変える、結局は要するに限度の問題だと思っております。かけただけ引くのですから、一万五千円から一万五千円以下の場合には、家族のいかにかわらなく、かけただけが引かれるわけでございますから、結局は、最高限度について家族の構成というものを頭に入れるか入れないかという問題ではないかと思っております。それで各国の例で一つございします。今横路委員のおあげになりました西ドイツの例でございます。西ドイツの場合におきましては、当初は生命保険料だけに限りませんが、ある一定の貯蓄をしたらその貯蓄額を所得から控除する、制度とからみ合せて始まったわけですが、従いまして、ちょうどこれは商工会議所などで一応意見として出してありますが、一定の限度を置いて、天引貯金をしたら、その天引貯金

をした分を所得からはずせ、こういうのと同じ考え方であります。従いまして、こうなりますと範囲が相当広いものですから、おそらく家族構成まで中に入れまして、独身者の場合には幾ら、家族があったらそれにさらに幾らを増加するという制度が出てきて、そして貯蓄の方はたしかやめになりまして、生命保険料だけが残りまして、今のお話しのようになつてゐるのじゃないかと思ひます。一つの考え方ではあると思ひますが、一万五千円という最高限度そのものが、現在としましてだいたふ上げては参りましたが、それほど大きな額とも言へませんし、もっと上げた方がいいんじゃないかという御議論になるのかもしれませんが、いろいろな関係がありまして、そうにかにこれだけ上げるのいかかということも考えられますので、一応一万五千円という限度を限るにおきましては、あまりそこに家族構成を入れる余地はないのじゃないかと思ひております。

立つたわけですが、民主党的の自由党と違ふところは、勤労所得者のうち、とりわけ低額所得者についてもある程度考慮されておるのではないかと申すのです。ところがきのう春日委員の質問に對しまして前尾さんは、たとえば五千円の期末、年末手当を入れた基礎控除といふですか、減税の扱いは絶対しないという。こういうふうな二つの党の性格がはっきりそこに分れて出てゐるわけですね。

○横路委員 民主党的の福田さんにお尋ねをしたいと思いますのですが、先ほどから中小企業法人と個人の事業者との関係、それから五%の選択控除による個人事業者と勤労所得者との関係というように一つずつ聞いてみますと、率直なところ、これは自由党という党の性格もございまして、勤労者についてはこの際目をつぶつて、勤労者の税の軽減はちょっとストップ——ストップでもありません。何ほかしてありますが、しかし総体的な関連から言へば、何といつても勤労者の低額所得者についてはあまり目立つた控除はない。そこで私は、同じ修正の立場に今

そこでも私も、大体井上さんにもうそろそろ質問の時間を一つお渡ししようと思ふのですが、実は去年鳩山内閣が誕生の前、鳩山内閣が誕生するかどうかという吉田内閣の末期に、年末手当について五五千円免税にしよう——初め二万円というのが出た、それはだめだ、だんだんいって、吉田内閣の最終的な末期には、当時鳩山民主党的は五千円以下ならばよろしい、こういうふうな約束をして、いよいよそれをかけようと思つたら、政変で鳩山内閣ができてしまつた。鳩山内閣ができてしまつたら、民主党的の大蔵委員の理事の方もややお困りになつたと見えて、当時暮れでございまして、七十五億の財源があるならば、大蔵大臣があると言へばやります、大蔵大臣がないと言つたらどうもうまくないというので、大蔵大臣を呼んだところが、大蔵大臣の不勉強といふせいもあるたかもしれませんが、そばについている主税局長の補佐が足りなかつたという点もあらうと私は思ふが、今ここで五千円以下の免税をやつたら、年度末に至つて七十五億の穴があいて、見通しが全然ないからだめですという大蔵大臣の答弁で、民主党的の大蔵委員の理事の諸君は、君ら

何とかがまんしてくれ、金があつたらまた考慮しようと思つた、こうなつた。今度の国会が始まりましてから、いよいよ主税局長その他においでをいただいて、七十五億あつたかなくなつたかと言つたら、七十五億どころではなかつた、二百十億あつた、こういうわけですね。そこで私も過ぎたことですが、まさか首を取ると言つたところで首を取れるわけでもありませんから、この間からこの委員会に実は出してゐるわけですね。しかし当初は、期末手当五千円ということでありましたけれども、実際にはもう支給されてゐる諸君もあるわけですから、従つて民主党的の一部からも、期末手当ということばかりにこだわらないで、この際年末手当といふことを考へてやるならばわれわれ考慮してもよろしい、こういうことになつた。年末手当と言ひますけれども、通常国会は十二月十日に開いて、十二月十五日には国家公務員には支給しなければならぬ。わずかに四日やそこらで法律案が上るわけがありませんから、そこでこの国会でわれわれの方も期末手当として出してありますけれども、その点は私どもは、民主党的の政調会との話し合いによれば、何も期末手当とばかりに固執しませんので、期末、年末手当を入れますと、金額五千円以下は免税、それ以上は基礎控除といふことで——私が今あなたにお尋ねしておるのは、民主党的の政調会の責任者の福田さんとして、ぜひここでお考えをいただきたいということをお話ししておるわけですね。このことは筋の通らぬことではないのであります、自由党の方は、私はちょっとおかしいと思ふ。税の均衡がとれないから

というのであれば、大体税の均衡のとれないことばかりやつておるのですから。しかし今福田さんに聞いておるのは、昨年来の懸案の事項でもあり、さらに鳩山内閣誕生のいきさつ等から考へましても、一つぜひこの際あなたも考慮をしたい、こういうお話しがあれば、われわれもあなたの政治的意のあるところはくんで、私も本日のところはこの程度で質問を終りたいと思ふのですが、どうでしょうか。

○福田(委員長) 勤労者の税金が實際問題として割合に高いといふことは、私も常々考へておるのです。機会あらばきよな方向に努力をいたしたいといふふうな考へておられますが、しかし何分にも、御承知のように財政上非常に大問題になつてきておるので、今御要請のことにつぎまして、ここで私がどうのこうのといふわけにもいきませんと思ふのです。しかしきよな気持でおりますので、何とか勤労者の税の軽減の面につきましては、今後とも努力を傾けていきたい、かように考へておることだけを申し上げておきます。

○横路委員 今福田さんから非常にご意のある御答弁をいただいたわけなのですが、やはり現実政治ですから、もちろん気持も大事ですけれども、實際にそれを政策として実行していただくなければならぬわけですね。この点は、なおこの法案の審議にあつて、三日かからようございまして、なおよくこの審議の中で、与党の理事の方と折衝したいと思ひます。

してこれは免税する、こういうことになつた。これは当時与党であるあなたたちがやりになつた。現物支給については、この昨年の警察法のそれが初めてなんです。それまではどういふうになつておるかといふと、前尾さんも御承知のように、全部被服は貸与です。二年なら二年貸与して、二年たつたら、これは使ひものにならないからといって廃棄処分にして、台帳から落して初めて自分のものになつた。前尾さん、いいですか。ところが警察法の改正で、警察官には被服は現物支給すると初めて法律でうたつた。そういうものに、現物支給が税の対象にならないものであるならば、この際私は現物支給の範囲を拡大して、そういうようなものは対象にすべきでないと考へる。前尾さんその点は一体どうなんですか。これは私、去年突に不思議なことをやるものだと思つた、それまでは全部被服は貸与なんです。二年間貸与して、使われなくなつたからといって台帳から落して本人にやつたのに、この警察法で、初めて被服は現物支給になつて、これは税のあれから除外されたのです。これはあなた方がやりになつたのです。これはあとで主税局長にも——どうせ主税局長も賛意を表してやつたに違ひない。それは私が一番よく知つてゐる。なぜならば、当時私は地方行政でこの法案を見て、まことにおかしいと思つて、当時の自治庁長官の塚田さんにも来てもらつたし、国警担当である当時の労働大臣の小坂さんにも来てもらつて、おかしいじゃないか、こういうふうな現物支給が税の対象にならないとうたつてしまつたら、一切のものに適用されますと言つた

けれども、とうとうこれをやってしまったわけですね。しかし法の精神が生きているのだから、これを適用してもらいたいというのが、これから私の言わんとするところです。記憶がなければ、よく調べておいてもらって、あとで答弁してもらいます。

○前尾委員 ただいまのお話しの点は、私ちょっと記憶にありませんので、あとで……

○横路委員 福田さんにお尋ねいたしますが、福田さん、今私の話したことには絶対間違いありません。私が去年念を押して、これは大問題ですよといつて話した。ところで私はあなたにお尋ねしたいのは、警察官の被服の現物については支給をしたが、これは金はとらない。ところが実際には、今鉄道の職員とか、郵便局の職員だとか何とかが夜勤をやるわけです。夜勤というのは大体七十円ですね。あなたもそばをお食べにしようと思つたが、ラーメンをいっぱい食べれば四十円で済む。そこでこれは大い夜食代なんです。だから私は、今の現物支給の点が税からはずれる対象であるならば、今の話の実際夜勤をやるというの、ほんとうに勤労大衆ですよ、そういう人のそば代にまで税金をかけているというのは、税の本質からいっておかしいと思つたが、どうでしょう。実はこれは免税にすべきだということです。社会党で提案しているのです。が、「うん」とか「そ」で出せばいいじゃないか」と呼ぶ者あり（今うんやそばで済すならば免税だということになれば、私はそれでけっこうなんですけれども、そこが問題なんです。その点どうなんですか。

○渡辺政府委員 被服の問題につきましては、私実は記憶ございません。それで今警察法を繰って見ましたが、警察法の条項にもちよつと見えないようですが、横路委員、非常に自信のある物の言い方ですから、あとでもう一ぺんよく調べさせていただきたいと存じます。

それから今の夜勤手当の問題ですが、現在国税庁の扱いとしては、実はこういうことはしてあります。日直手当、宿直手当といったような場合、これは要するに通常の勤務と異なりまして、特別の勤務をした、その場合に日直、宿直をしたがゆえに弁当を食べるときましては、これは一応して課税しないという扱いでやっております。法律の上でやまじい議論されますと、必ずしもそれがどうかといつたような議論の余地は全然ないことはございませうが、一応して課税しないといふことでやっております。今御提案になつております夜勤手当の問題でございますが、これはわれわれの方でもいろいろ検討してみているのでございしますが、夜勤手当は、夜勤をして人々がもう特別手当といふことになつたといふではないか。そうしますと、たとえば超過手当でありますとか、時間外手当でありますとか、そういうものは、性格が非常に似ている、同じで夜間手当といふ姿のものである。そうしますと、日直、宿直のように本来の仕事は別にありまして、その人が会社なり役所の都合で宿直、日直をする。その場合に弁当が出るというやうなものと性格が違ふのではないかと

いう意味におきまして、この宿直、日直手当と夜勤手当と同じに扱うということではできないのではないかと、かように考へております。

○横路委員 政務次官にお尋ねします。この間私は新聞で見たのですが、新聞でありますから真偽のほどはわかりませんが、次官会議では、夜勤手当については課税しないという議員の提案については、次官会議としては反対だ、こういうふうに新聞で見たわけですが、もしもそのことが事実とすれば、私は大蔵政務次官の見解を承わつておきたいのですが、私も超過勤務手当に課税するとは言わない、これは明らかに家族手当、何々手当と同じであります。しかし夜勤手当は、今主税局長が言いましたように、日直、宿直の手当とは違ふ。日直、宿直といふのはまかない料なんだ。しかし夜勤手当は超過手当と同じなんだから、課税の対象にするのだ。夜勤手当といふのは、うそかほんとうか、一ぺん政務次官はみなと調査したらいいと思つたのです。夜の十時から十時半ごろ行つて、ほんとにそばでも食べているのか食つていないのか。今奥村さんが、はたで、そばかうどんでやつたら課税の対象にならないといふお話しであります。実際はこれは一晩七十円です。だから、もしもそばの二つくらい食つてしまえばなくなるのです。私はこの点は、日直、宿直手当よりはもつとまかない料という性格が強いと思つた。この点新聞だけですから、次官会議ではさうな決定をされたのかどうか。それから、日直、宿直と同じまかない料の扱いをすべきだ、従つて課税の対象にはならない。ましてや、警察官に被服を

支給しておいて、これが課税の対象にならないといふようにしておきなから、大衆の一般のそばにまで税金をかけているなんといふことは、どうもおかしいと思ひます。この点、次官どうですか。

○藤枝政府委員 御提案の夜勤手当非課税に関する法律案については、政府として反対であるということが次官会議にかけられたことは事実でございます。それは、ただいま主税局長が申しましたように、すでに横路さん御承知の通り、一般職の職員の給与に關する法律の十八条によりまして「正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当りの給与額の百分の二十五を夜勤手当として支給する」といふことでございまして、夜の勤務を正規の勤務時間として認めるものが、その勤務が昼間の時間よりも相当つらいものである。従つて、その対価の報酬としてのものを上げるべきであるといふ考えから出てくるものと私は考えます。従つて、超過勤務手当その他の手当のように、いわゆる普通の昼間の勤務等よりも、夜間であるからその勤務がえらい、それに対して、それに相当する報酬を上回つてやろう、こういう趣旨と考えますときに、これはやはり給与の一種であつて、実費弁償的なものではないといふふうに考えるがゆえに、その非課税にいたすことに反対である、こういうやうな政府の意向を次官会議においてきめたといふことでございます。

○横路委員 前尾さん、福田さんに、今申し上げましたように、今実施されている警察法、その中における警察官、警察職員に対する被服の現物支給、今までの給与でなしに、現物支給は税の対象になっていないと私は考えます。この点については、私もあつた確かな資料を出しまして、前尾さんもそういうことは知らないとおっしゃいますし、大体主税局長が知らないといふのですから、知らないものが——実際に現物の支給がそういうふうに法律で制定されて、課税の対象になっていない、私はなっていないと思つた。そうならば、全く新しいことなんです。しかし実際には、去年の七月一日から実施されているわけです。従つて私は、明日その資料を整えて参ります。——何も警察職員にだけ、被服について免税すべきだといふことはあり得ないのですから、私は資料を整えて参ります。明日再度この問題については質問を継続してやりたいと思ひますが、きょうはこの程度でやめておきます。

○渡辺政府委員 明日ということですが、このところでは、被服の支給の規定は、警察法の六十八条にあります。しかしここには免税規定はございせん。ただわれわれの方の国税庁の扱いとしては、警察官、警察職員、消防職員、刑務職員、郵便集配人、税関職員、守衛のように、業務上制服の着用を要する者に交付されるものは課税しない扱いにする、こういうことにしております。しかしこれは、税法上の規定ではないといふふうに私は考へておりますが、いずれ明日でも……

○松原委員 井上良二君。

○井上委員 ただいま問題になつてお

まず、大臣のかわりの政務次官にお伺いしたいのですが、この三法案を並べてみまして、はなはだ税体制の公平を欠くということをお認めになりますか、なりませんか、それをまずお伺いしたい。

○藤枝政府委員　非常に漠然としたお尋ねであります、どういう点を御指摘になるのかわかりませんが、かねがね御答弁を申し上げておりましたように、税が公平でなければならぬという大原則はあります。しかしながら、その以外に、あるいは産業政策、あるいは経済政策の要請からいたしまして、税がそれをかぶることはあり得るのであります、そういう意味において、その面を考えなければ、不公平であるという御議論に対しては、ただいま申しましたように、産業政策や、あるいは経済政策といものの一部を税がかぶっているという意味において、純粹の公平論からははずれているところもあり得るというふうに考える次第でございます。

○井上委員　今度の所得税法の一部改正法案、その他法の改正に關しての政府の国会に對する御説明は、一つは低額所得者の減税をはかり、一つは資本の蓄積をはかる、この二つがこの目的だということです。そのために、一方低額所得者には相當の減税を行い、また資本蓄積の關係から預金利子、配当利子等の所得に減免を行うという処置をとっていくというが、資本蓄積の方で、預金利子所得を減税することの方が資本蓄積の率が高いか、低額所得者の減税をやる方が資本蓄積の率が高い

○藤枝政府委員 これはなかなかむずかしい問題でありまして、どちらとすぐに軍配を上げるわけにいかぬと思います。もちろん低額所得者の減税をいたしますことによつて、その減税分の相当部分が貯蓄に向ふということもあり得

ると思います。しかし、現在の低額所得者の現状から考えますと、その貯蓄に向うということもなかなかむずかしい面もあるうと思います。そういう意味におきましては、やはり公社債、あるいは預貯金の利子を免税することによって相当の資本の蓄積を促進するという部面もありますので、どちらがよろしいか、あるいはどちらが多いかということを今暫くに申し上げるということは、どうもできないと思います。が、ただいま申しましたように、低額所得者の減税が貯蓄の方へそれだけ回るといふようなことはなかなか考えられない勤労者等の生活の現状ではないかというふうに考える次第でございます。

○井上委員　資本の蓄積の目的は、わが国の生産力を国際水準に高める、いかなるそれ以上に向上したいということにあるわけです。資本の蓄積をはかって生産力を高揚するという場合に、その生産力とは一体何かといえば、これは申すまでもないことであるが、労働の生産性の問題になってくる。労働の生産性を高揚するのは労働者の生活費であります。その労働者の生活費に重税を課して、一体資本蓄積の効率的な実績が上り得るとお考えになっているのでしょうか。それを伺いたい。

○藤枝政府委員　生産力の向上には、

○井上委員　そこで問題は、まずいかに資本を蓄積いたしましたようにとも、その資本を百パーセント活用して、わが

国の生産力をいかに高め、輸出をいかに増進するかということが当面する日本の経済の重要課題であります。その資本を百パーセント有効に活用して生産力を拡充し得るのには、それにマッチして労働の生産性を高めなければ何ともなりません。ところが現在の勤労所得税、これは他の国々と比べてみて、あるいは他の所得階級と比べてみて、いかにこれに大きな重税が加わっているかということは申すまでもないこと

で、その重税を大幅に軽減をせすに、ただ資本蓄積という名前で利子所得や配当所得を減免する、この考え方自身が根本的に誤まっておるとお考えになりますか。これはかつて政府が反動的政府といわれ、あるいは資本家、地主の政府といわれた自由党の大蔵委員さんえ、かくのごときことは税体制の上で公正にあらずということを究明しておる事実から見ても、この提案されている税制がいかに片寄った税制であるかということをお認めになりますか。

○藤枝政府委員 勤労者の税負担を軽減して、特に生産性の向上をはかると

○井上委員　預貯金や配当所得を当てにする階級はどういう階級ですか。今度減免をしようという原案に盛られている階級は一体どういう階級です。

も、特に戦後の証券民主化ということ
が皆様の御協力によりまして非常に進
んでおる現状でございます、相当低
額な所得者でも投資をしておるとい
うような方もあります。今回のいろ
いろな減税によりまして、その恩典を

受けるところには、相当高額の所得者もおろうと思います。しかしながら、その高額所得者といえども、実は戦後の非常に打ちひしがれたところから、営々努力をいたしまして資本の蓄積をした方々であらうと考えられるのであります。そして、その意味においては、必ずしも御指摘になられるであらう、いわゆる不労所得であるとは考えなくていいのじやないかと考えておる次第でございます。

○井上委員　資本の蓄積をはかりたいというお気持はわかりますが、資本の蓄積をはかるために、預貯金の利子を

○藤枝政府委員 勤労者 ことに低額所得の方が、非常に生活が苦しくて貯蓄をする余裕もない、あるいは株式を買って余剰もない、投資をする余裕もないというような現状は、御指摘の通りであろうと思います。従ってわずからではございますが、今回もこうした方

方の減税をはかりましたのは、先ほど申しましたように、それがすべて貯蓄に回るとか、そういうことはなかなかむずかしいでございましょうが、多少でも税負担を軽減いたしまして、そうして一部はもちろん生活費に回るのであります。もう一つは、また一部は貯蓄もしてまいりましょうが、また一部は貯蓄の少しただきたい。何しろ資本の蓄積の少いところでございますから、単に高額の所得者の資本蓄積、あるいは株式投資だけを当てにしては十分な資本の蓄積はできない日本の現状といたしましては、やはりそうした零細な貯蓄、あるいは少額の投資というようなものも

奨励をしなければならぬのじやないかと考えるときにおきまして、一部でもそうした方向に当てていただきたいという気持ちもありまして、実は所得税の方のある程度の減税も企図いたしたような次第でございます。

○井上委員 かりに資本蓄積というところだけを考へても、何ゆゑに一体利子所得だけを免税にしたか、何ゆゑに一体配当所得は軽減をしたか、これは政府みずからが、完全に金融資本に独占的にわが国の経済界を支配しようという意図が、明確にこれに打ち出されておるじやありませんか。資本蓄積は何も預貯金だけに限っておりません。それをどういうわけで一体さうな差別をせられたのであるか。銀行による産業支配を考へておるじやありませんか。それは明確じやありませんか。銀行へ預けた場合には免税になるが、同じ遊金をもった株式を買った場合は、その配当は免税にならぬというのはどういうことですか。

○藤枝政府委員 今までの税におきまして、定期性の預貯金の利子に対する課税と、配当所得に対する課税とは差がありましたことは御承知の通りでございます。それは、預貯金の性質と株式の性質とからきておるもので、その程度でバランスがとれておつたと私どもは見ておりまして、従いまして、今回も預貯金の方を全免いたしましたが、配当の方はさうなことをしないで、この程度で預貯金、あるいは公社債というような性質と株式とのバランスがむしるゝとれておるのじやないかというふうに考へておる次第でございます。

○井上委員 それは逆ですよ。私ども

の考へ方からすれば、あなたの方の立場に立つて考へてみても、預貯金よりも株式投資の方が実際は旺盛でないかと思ふ。資本蓄積を考へた場合には、その面にもっと比重を置くべきではないかという考へ方がし得るのです。そういう面を全然考慮せずに、これは、完全にいわゆる金融資本の産業界支配を強化しようとする意図が明確に流れておるということしか言えないのです。

そこ、この法律案の階級的な重要性が非常にこもつておると私は見抜いておる。しかもただいま申し上げました通り、片一方にはそれほど思い切つた措置をとっておりながら、一方勤労所得に対してはまことに微温的である。今回の改正を見ましても、あなたの方の説明によると、標準世帯で夫婦及び子供三人の課税は、最低限を二十二万四千四百三十九円、三十九年度は二十二万三千四百三十九円と説明をしておる。これは源泉課税分のみであつて、事業所得者は改正によつて十八万五千円、三十九年度は十八万円となつておる。これは現在もはや与党たる民主党においても、あるいはまた進歩的の自由党においても、すでに二万円までは免税とせなければならぬということが常識的に言われてきておるのに、一体どういうわけがこの線に政府は原案をとめたか、特に昨年の税制調査会の答申を一体政府はどう考へておるか。税制調査会の答申は、あんなものもう古くさいから要らぬ、こういうつもりであつた問題にしないのか、そしてまた政府が民自両党の修正案をのんだという理由は一体どこにあるのか、この点を伺いたい。

○藤枝政府委員 夫婦三人で月収二

万円まで無税ということ、かねがね御主張のあるところであります。また税制調査会の答申にも、その辺を目標にしての改正案が答申されたことも御指摘の通りでありまして、私どもも、できるだけその早期の実現を期したいと考へておつたのであります。何分にも一面財政の事情等もありまして、今回は御指摘のように、勤労者において夫婦三人で政府案において二十二万六千円程度にとどまらざるを得なかつたのであります。今回の修正案によりまして、二十三万一千円とさ

らに二十四万円に少し近づいたのであります。現在の状態においては、この程度でがまんせざるを得なかつたことはなほ遺憾でございますが、将来とも勤労者の減税については、最善の努力をいたしたいと考へておる次第でございます。

○井上委員 これを国税全体の上から負担を見ますと、本年度の推定国民所得は六兆三千二百三十億、これに對して国税は、専ら益金を含めまして九千二百四十三億、負担率は四・六％となつておる。これは昭和九年、十一年の八・五％に比してなおはなほ重い税金であります。特にここで指摘したいのは、政府が今年いかに大幅な減税を断行したように申して宣伝をしておりますけれども、この負担率を調べてみると、二十七年は一六・二％、二十八年度は一五・八％、二十九年度は一四・八％となつており、二十七年

とがどうして言えますか。あなたの答弁と事実はいふん食い違ひます。○藤枝政府委員 私どもも今回の税制改正について、非に大幅な減税をしたというふうなことを申し上げたことはございせんので、非常に少いところではあるが、それをできるだけ小額所得者の減税に向けたという意味でいたしたような次第でございます。特に二十九年度につきましては、二十八年度に相当の減税をやりましたあとでありまして、ただいま御指摘のように、国民所得に對する割合も非常に軽減されたようになっております。その一つの補完的な意味において今回の減税をしたというふうな点で、国民所得に對する減税の率が多まり下つていないというところは御指摘の通りであります。それはただいま申しましたような事実から生まれたものでありまして、そのわずかな減税の中で、最も有効な減税を今回行なつたというふうに私どもは考へておる次第でございます。

○井上委員 私この際特に指摘したいことは、この税制案がいかにごまかしであるか、表面減税をした減税をした、内容を盛んに振り回しておるが、この内容を調べてみますと、源泉課税たる給与所得にしましても、各控除は高額の所得者に適用されておつて、ひとり低額者のみがその恩恵を受けておるのじやない、これはすでに本委員会でも質問があり、議論がされたところでありまして、具体的に申し上げますと、かりに月収二万円の標準世帯では四・九％の軽減だが、三万円ではこれが二・七％、五万円では一・七五％、だからこの数字では、低額所得者の方

が非常に大きく減税をされておるよう

に見えます。だが問題は、現行税額に對する減税額の割合では実際は明らかでございせん。実際にどれだけの金額が月給袋の中へよけいに入つてゐるか、その人の給料に對してどういふ比率になつてゐるかという点が大切でないかと私どもは考へる。そこでこの改正案の結果、金額で見、また減税額をその月給と比較して軽減率をはじいてみますと、標準世帯で月収二万円の場合、軽減額は百四十一円、三万円の場合は四百九十七円、五万円では千六百三十七円、十万円では三千六百四十五円、高額所得者となるほど月給に對する軽減率はふえており、月収二万円の場合〇・七で三万円が一・七になり、五万円では三・三、十万円では三・六という具合に上つております。この事実を政務事は一体どうお認めになりますか。この数字は誤まつていますか。

○藤枝政府委員 そういう計算をすれば、井上さんのおっしゃつたようなことになりまして、しかしこの資料でもごらんのように、たとえば標準世帯で二万円の者は、百円に對して現在一円五十七銭でございます。それに対して十

おりますように、十萬円の者は実際は三・六もの減税になっておる。ところが月収二萬円の者は〇・七しか減税にならない、この割合をどうあなたはお考えになりますかという事です。これ低額者に恩恵的な減税をしたということは当りませんか。そんな数字の説明はうちに帰ってできない。選挙民に説明できません。

○藤枝政府委員 減税になった絶対額を月収でお割りになれば、そういう率が出てくることは事実でございます。ただその基礎になりますのは、先ほど申しましたように、二萬円の者では百円について一円五十七銭しか現在払っていない。それが十萬円の者は、百円について三十一円二十一銭払っておるという事実をまず基礎に置いていただき

ますならば、単に減税の絶対額を収入金額でお割りになって、それが高いからよけいな減税だ、低いから低い減税だという御議論にはならぬのじゃないかというふうに申し上げた次第でございます。

○井上委員 問題は、あなたの方でいかにも小額所得者には大幅な減税をした、こう言う。ところが実際は、今申します通り一割の減税もしていない。わずか〇・七なんだ。片一方は三割も減税をしておる。そこに問題がある。そこに、あなたの方の考え方と私のものの考え方の違ひ点があるかもしれせんが、少くとも十萬円の人に三割の減税をすれば、二萬円の人に三割の減税をしないのか、むしろその逆だ、それをやってくれば公正といえるが。実際二萬円の人には〇・七しかおいて、十萬円の人には三割もする

というのはどういうわけか。それで低額者には減税をした、したといわれるが、それを一体どう国民に説明したらいいかということをお願いしている。そんな不公平なことをして国民に説明できますか。低額所得者に減税をしたということはできません。

○藤枝政府委員 どうも繰り返したことを申し上げるようで恐縮なのですが、たとえば二萬円の月収の者は、現在百円につき一円五十七銭しか払っておりません。しかも今度はそれを、これは修正前の政府原案でございますが、八十六銭にするという事は、ここに述べましたように、現在の税の負担から見まして四四・九%の減税率になるわけでありまして。一方十萬円の者は、現在百円について三十一円二十一銭払っている。それを二十七円五十六銭にしかしないのでありまして、その意味では一%の減税率だ。こういうふうな考へべきではなからうか。単に減税の実額を月収によって割り出した数字だけで、それが減税率だといえないじゃないかというふうに考へる次第でございます。

○井上委員 そういうむちゃな答弁は困る。何とかこじつけようと思へない。実際私どもが申しますように、勤労者はもたらした月給袋から何ぼ税が安くなったかというのを考へる。わずかしい税率がどうのこうのというこ

とでない。現実には月給袋にどれだけの税を受けて税が安くなった、袋がどれだけふくらんだかということが問題になる。その場合に、十萬円の人と二萬円の人とは非常な開きが出てくるといふところを指摘している。だから十萬円もらう人も、二萬円もらう人も率としては一緒だというのならばいいで

しょう。十萬円もらう人も〇・七の減税になつてゐるということならばいいが、十萬円の人には三・三も三・四も負けてもらつて、片一方は〇・七じゃたまたまのじゃない、こっちはこういう意見です。

その次に税率の改正について一つ二つ伺いたいのですが、税率の改定は、二萬円以下の所得者のみに行なつて、それ以上は変らないことになつてゐるが、課税所得三萬円から七萬円の者は改正によって何の利益もない。かりに給与所得者の例をとってみると、月収二萬円、二十四萬円の年収をわずかに上回る二十六萬四千円くらいからこの範囲に入るわけであるが、これらの人々に何らの影響もないという税率でございますが、一体これはどういふわけですかやうなことにいたしましたのですか、これを伺いたい。

○渡辺政府委員 税率の關係でございますが、今度の税率の改正におきましては、百分の十五、百分の二十といつたやうな税率は直しませんで、従来二萬円までの金額が百分の十五、二萬円をこえる金額が百分の二十でありましたのを、三萬円以下の金額が百分の十五、三萬円をこえる金額が百分の二十、こういうことに改めました。従いまして、課税所得が三萬円以下二萬円までの場合でございますと、税率として現在の割合と違はないわけでございます。ただこういう方におかれましては、基礎控除の一萬円の引き合ひが相当大きく響きますので、これは井上委員から先ほどいろいろ御指摘を受けた問題ですが、減税の割合として考へてみますと、課税所得が一萬円減るわけ

でございまして、課税所得二萬円とい

う場合に、従来三萬円の人が一萬円になるわけでございますが、基礎控除の引き上げと税率の点をからみ合せますと、こういうやうな考へ方でやつて割合になだらかな減税の率になるというので、一応こういうやうなきめ方をしたわけでありまして。

○井上委員 所得税を一番大ぜいかけ

ておりますのは、二萬円から三萬円の人が一番多くないかということですが、ところがこの税率の改正では、一番所得税を多くかけておる人々が何ら恩恵を受けることがなく、一五%でこれを押えてきておる。あとは上へ上るに従つてえらい御利益になるやうになつておるのだが、どういふことでそういうことにせにまいかんのですか。

○渡辺政府委員 減税割合をどう考へるか。井上委員のおっしゃいますやうに、とにかく減税の絶対額、その月収に対する割合、それが少くとも同じか、あるいは下の方に大きくならなければならぬ、こういうやうな御議論でございます。と、あるいは別な考へ方が出てくるのかもしれないが、われわれといたしましては、一応改正前におきまして、あの當時としては一応のバランスもとれた負担になつてゐる。その場合に、そのまゝ、たとえば全部の人を一割負担を軽減するといふのも考へ方ですが、そういう考へ方でなしに、まあ所得の小さいものについては大きな割合で負担を軽くし、それから高額所得者におきましては小さな割合でしか負担が軽くならぬやうに考へていく。こういう考へ方で一応全体の構成を考へてみました。その場合におきまして、今度の改正におきましては、減税が二つの要素でもって働くわけ

でございます。一つの要素は、先ほど申しました基礎控除の引き上げでございます。もう一つの要素は、税率の累進性をゆるやかにしたことでござい

ます。そこで今御指摘になりましたやうに、課税所得が二萬、三萬というやうな程度のものでございまして、たとえ

ば改正前でもございまして課税所得が二萬円であれば、今度の場合には、課税所得は基礎控除が一萬円上がるがゆゑに、課税所得が一萬円になります。従つてそれだけでも税負担はいわば半分

に減るわけでございます。従いまして、そういう場合におきましては、税率そのものをあまり変える必要なしに相当の負担軽減が可能ではないか。ただ相当高額の所得者になりまして、基礎控除引き上げは一萬円でござい

ますから、たとえば課税所得が百萬の場合に一萬、九十九萬という非常に軽減割合は小さくなりますし、従つてその方には、やはり税率の手加減ということも必要じゃないか、この兩者をからみ合せまして、軽減率が低額所得者には大きく、高額所得者には小さく、こういうカーブの描けるやうな改正案を提案したのでござい

ます。○井上委員 説明が非常に回りくどくて、さっぱりわれわれ一番税をよけい納めております二萬円級の人

の利益になる説明になりません。その説明にそのまゝ応ずるわけに参りません。なお所得税についてたくさんお聞きせなければならぬこともありますが、時間の關係でおきまして、次に法人税の一部改正の法案について、二点伺いたいのは、今まで年度所得は四二%であつたものを四〇%に下げることとしたのです

でございます。一つの要素は、先ほど申

した基礎控除の引き上げでござい

ます。もう一つの要素は、税率の累進性をゆるやかにしたことでござい

ます。そこで今御指摘になりましたやうに、課税所得が二萬、三萬というやうな程度のものでございまして、たとえ

ば改正前でもございまして課税所得が二萬円であれば、今度の場合には、課税所得は基礎控除が一萬円上がるがゆゑに、課税所得が一萬円になります。従つてそれだけでも税負担はいわば半分

に減るわけでございます。従いまして、そういう場合におきましては、税率そのものをあまり変える必要なしに相当の負担軽減が可能ではないか。ただ相当高額の所得者になりまして、基礎控除引き上げは一萬円でござい

ますから、たとえば課税所得が百萬の場合に一萬、九十九萬という非常に軽減割合は小さくなりますし、従つてその方には、やはり税率の手加減ということも必要じゃないか、この兩者をからみ合せまして、軽減率が低額所得者には大きく、高額所得者には小さく、こ

ういうカーブの描けるやうな改正案を提案したのでござい

ます。○井上委員 説明が非常に回りくどくて、さっぱりわれわれ一番税をよけい納めております二萬円級の人

の利益になる説明になりません。その説明にそのまゝ応ずるわけに参りません。なお所得税についてたくさんお聞きせなければならぬこともありますが、時間の關係でおきまして、次に法人税の一部改正の法案について、二点伺いたいのは、今まで年度所得は四二%であつたものを四〇%に下げることとしたのです

でございます。一つの要素は、先ほど申

した基礎控除の引き上げでござい

か、それを伺いたい。

○藤枝政府委員 法人税の税率は、一時三五%から四二%にいたしました。その後の各事業会社等の推移を見ても、それから地方の税負担まで含めまして五割以上になるということは、必ずしも適當でないという点で、法人税率を引き下げるといふような要望も相当多いのでありますが、それから井上さんが御引用になりました税制調査会でも、この法人税率の引き下げを答申されておるようなこともありまして、今回法人税率を引き下げ、そうして法人の資本の蓄積や、あるいは活動の助成と申しますかを活発ならしめるというような意図をもちまして、今回二%の引き下げをいたしましたような次第でございます。

○井上委員 自由党と民主党の改正案でこれをさらに段階を設けて、五十万円以下を三五%に下げておるのですが、これはどういふことからそういふことになったのですか、それを伺いたい。

○前尾委員 ただいまお話ししたように、税率が高過ぎるというの一般的に言われる問題であります。ことに中小法人につきましては、税率があまりにも高過ぎるということは、だれしも言っておりますことであり、大衆の要請だと思ひます。従いまして、基礎控除のような觀念で、五十万円を境にいたしました三五%を使つたわけでありまして、そうすれば、結局利益の百万円の者につきましては、三七・五%の税率を使ったと同じ結果になるわけでありまして、現在のところその辺が一番適當でないかということをやつたわけでありまして。

○井上委員 この法人税の減税を考え

ます場合、低額所得者の減税との振り合ひを考慮した点がありますか、主税局長と民自両党の改正委員の方に伺いたい。

○渡辺政府委員 低額所得者の負担の問題は、法人税と結びつきまして、事業所得者といふゆる小法人との負担関係といつたような問題がからみ合つたのでございまして、一応この点を考慮いたしました上で、われわれの方といたしましては四二%を四〇%に下げて提案をいたしました。これはどういふふうにご考慮したかという点、そろばんの上でございまして二天作の五で出るわけにございせんが、こちらの方面で所得税がこれだけ軽減になる、あるいは今度別途地方税法の法案で出ておりますが、事業税の点もございまして、そういう点も一応全体的に考慮しました上で案を出したというわけでございます。

○前尾委員 五十万円までの三五%の税率は、もちろん大法人にも適用になります。しかしこれが累進税率を使ったのと同じような結果になりますから、割合としましては、小法人に非常に有利になるということになるわけでありまして、その点におきまして、小法人の利益になるように考へておるわけでありまして。

○井上委員 私は特にこの点で伺いたいのは、年収五十万円といへば月四万五、六千円になるのじゃないかと思ひますが、月四万五、六千円の収入のある法人には、御存じの通り七%修正案では現行額よりも税率は負けられておる。また政府原案で考へてみて二%安くなるということですが、ところがさきに申します通り、月収二万円の人

に對しては減税率は何ほどですか。今私が申し上げました通り、實際の手取りの減税率は〇・七です。月収二万円の人には〇・七の減税率しか考へずにおいて、法人に對しては、政府原案は二%の減税を行い、修正案では五十万円以下の者には七%の減税がされておる。これは一体公正といえますか。どちらが實際人間として生活していくのに苦しいですか。事業の収益があつた者に對しての課税でありまして、収益のない者に課税をしないのは當然ですが、収益が月五万円近くも出る者に對しては七%も減税を認めておいて、わずか二万円でも食ふか食わずの生活をしておる者は、〇・七の減税ではどうもお困りなことが、一体適當な税体系とお思ひになりますか。こんなことは當りまえだと思つてお出しなされるのか。その点一つはつきり答弁をお願いしたい。

○前尾委員 法人と個人の關係は、御承知のようにそのまゝ比較すべきものではありせん。法人はもろもろ配当するなり、そしてそれが個人の所得になるというものでございますから、関連は非常にありますが、そのまゝ五%下げたから、今度は個人も五%下げなければならぬ。こういう直接の關係になるわけではないので、その比較は多少御無理じやないかと思ひます。

○渡辺政府委員 私も修正案の問題につきましては、実は先ほど井上委員いらつしやいませんでしたが、横路委員の御質問に對しまして、私の考へておることを申上げたわけでありまして、重複して恐縮ですが、一応御質問ですから申し上げます。

横路委員の御質問は、政府原案で二

%下げたところで、一応法人、個人の横割がとれてゐる、これが政府の説明じゃないか。それに対して五%さらに下げる修正案を政府はどういうわけで承認したか、こういう御質問でございます。

井上委員の今の御質問は、七%下げたところを一体どう思ふか。多少御質問の面は、違ひますが、かなり似たところもあると思つております。そのときにも申し上げたのですが、これはこの委員会でもいろいろ御議論になりましたが、いわゆる中小法人といふものを負担の上で比較するの、二つの面があると思つております。一つは、いわゆる大法人との比較でありまして、それはよく議論されておりますのは、大法人の方は、租税特別措置法その他の法令によりまして、いろいろな免稅積立金を利用できる。従つて實際に負担している負担は、表面は四割二分であるが、實際はそこまで負担してゐない。中小法人の方はなかなかその利用ができない。従つて額面通り四割二分負担している。そこに非常に負担の不公平があるのじゃないか、従つて、中小法人については特別な法人税率を定めるべきじゃないか、こういう御議論が実はあるわけでありまして、今度の修正案は、主としてそういう面を中心にして、五十万円以下の金額につきましては、三五%という税率を盛られたというふうに思つております。

もう一つ中小法人につきましては、個人の事業者といふものと、個人事業者と、法人形態の中小法人とが負担の均衡を得ているか、さらにその個人事業者と、今井上委員の御指摘になりましたような程度の小額所得者の負担は均衡を得ているかどうか、こういうふうにご考慮にやほり考へていくべきじゃないかと思つております。そこで個人事業者と中小法人との關係におきましては、われわれとしましては、どうも四〇%のままで置く方が、個人の事業者との比較においてはいいじゃないかというふうには思ひましたから、一応政府原案としては提案したわけでございますが、修正案におきましては、大法人との比較を中心にお考へになつて修正案ができてゐるわけでございます。

これはどちらと均衡をとつていくべきかというところに問題の中心があるのじゃないか。けさはともお話しが出ましたが、そうすると、やはり個人事業者と中小法人との間では、これにより中小法人の負担が安くなりはしないかという問題は確かに残ると思ひます。ただ問題の中心はどこにあるかといひますと、実は事業税にあるようにございまして、と申しますのは、中小法人の場合でございますと、事業者などが自分で報酬をとる。従つて事業税の課税対象になる収益というものが、いわゆる報酬を引いた分になります。個人の場合でございますと、報酬込みの分が課税対象になります。もちろん税率が、法人の場合の事業税は、五十万円以下が十、それからそれをこえる金額は十二であるのに対して、個人の方は基礎控除がございまして、さらに税率も八になつております。そういう点も

うございまして、やはりその中間に個人事業者といふものを置いて、個人事業者と法人形態の中小法人とが負担の均衡を得ているか、さらにその個人事業者と、今井上委員の御指摘になりましたような程度の小額所得者の負担は均衡を得ているかどうか、こういうふうにご考慮にやほり考へていくべきじゃないかと思つております。そこで個人事業者と中小法人との關係におきましては、われわれとしましては、どうも四〇%のままで置く方が、個人の事業者との比較においてはいいじゃないかというふうには思ひましたから、一応政府原案としては提案したわけでございますが、修正案におきましては、大法人との比較を中心にお考へになつて修正案ができてゐるわけでございます。

ありまして、いろいろ考慮はしてありますが、まだどうも法人形態をとる方が税負担が安いという問題は、今度の修正案の後において残されている問題じゃないか。ただこの問題につきましては、事業税の問題とからみ合っておりまして、全体として将来の問題としてわれわれはさらに検討を重ねるべきものだと、かように考えております。

○井上委員　そこでもう一度伺います。個人の申告所得の、いわゆる今度の新しい修正案によります課税税率と、法人税率との比率は、どういう工合になっておりますか。たとえば五十万円なら五十万円を限度として御説明をお願いしたい。

○渡辺政府委員　五十万円を限度にしてというお話ですと、実はちょっと説明がむずかしいのです。といいますのは、法人の場合の収益というものは――先ほども言いましたように、個人の場合には同族会社の場合が中心なんです。同族会社の場合でございますと、もしそれを個人が経営しておれば、自分で自分に報酬を払う。これは認められません。従いまして、収益というものは、いわゆる報酬込みのものが個人の営業の所得になる。法人の場合でございますと、やはり会社と重役というものは別個の人だと思えますから、重役にある程度の報酬を払う。それが合理的なものであれば、税務署としても当然認めるべきものであります。従ってわれわれがよく比較しておりますのは、ある同族会社もし個人の形態で経営したらどれだけの負担をするか、そういう場合におきましては、報酬のようなものは、たとえば所得の中に入れるとか、こういうような

ことをしながら実は比較計算をしているわけでありまして。ただそういう抽象論では御満足がいかなぬと思いますが、今度の修正の点だけに限定して、個人の事業者と法人の場合とどう違うかという点についてお答え申し上げます。ならば、法人の場合におきましては、先ほど言いましたように、政府原案に比べまして五十万円以下の場合の税率が三五に下りますから、従ってその法人の所得が五十万円以上であれば、所得のいかんにかかわらず、絶対額で年二万五千円の軽減になります。なお五十万円に足りない、たとえば四十万円であればその五％、二万円、三十万円であれば一万五千円、こういう軽減になります。それから個人の方におきましては、今度選択控除の制度が一応入っております。これは所得金額の五％、最高一万五千円、こういうことになります。所得三十万円であれば一万五千円、これは所得金額であります。税率ではありません。これだけが軽減になる。従って政府原案と修正案と比較すれば、法人の場合におきましては、所得金額が五十万以上であれば、税金で二万五千円軽減、五十万円未満ならば、その所得に対して五％の軽減。それから個人の場合は、一万五千円、あるいは所得金額の五％、このどちらか小さい方がこれは所得額で軽減される、こういうことであります。

○松原委員長　本日はこの程度にとどめ、次会は明二十二日午前十時より開会することといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十二分散会

昭和三十年六月二十五日印刷

昭和三十年六月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局